

平成24年第5回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成24年12月10日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

10番 中村重光

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	五井淳人
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

きょうは大変大雪になりまして、足元の悪い中、10番の中村議員が私用できょうとあす2日間、欠席届が出ております。そのほかの皆さん方には、出ていただきまして本当にありがとうございます。それでは、ただいまより開会したいと思います。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、3項目について質問させていただきます。ちなみに、私は一括方式で質問をさせていただきます。

1項目めですが、平成22年9月議会にて、消費電力の少ない経常経費の削減並びに環境に優しいLED電球の導入について質問をさせていただきました。その後、昨年3月11日の東日本大震災による津波により、福島第一原子力発電所の想定外の被害並びに事故により大きな被害を受け、いまだ復興には至っておりません。日本中が原子力発電所の維持並びに稼働停止、さらに廃止問題に広がっています。また、原子力にかかわる再生可能エネルギーによる発電として、太陽光発電、メガソーラー発電、風力発電、地熱発電、ダム以外の中小の小水力発電、バイオマス発電等による発電に対して買い取り価格も示され、脚光を浴び、一部実用化されているとともに、開発検討が進められています。各自治体でも、メガソーラー発電の計画並びに実施されているようです。

今回の衆議院選挙の争点の一つとして、原子力発電に対して国を二分するような大きな政治問題となっています。福島第一原子力発電所の事故後、ほとんどの発電所が稼働停止中であり、電力不足となり、節電を余儀なくされました。こうしたことにより、国民はもとより、企業並びに各自治体も節電に努めてまいりました。また、先ごろ政府は、12月3日より来年の3月末までの節電要請がなされています。節電並びに電力料金の値上げや供給不安等により、日本の企業の活動、とりわけ工場における生産活動には大きな支障となり、工場の閉鎖、倒産企業の増加など、日本経済の低迷に拍車をかけています。こうした中、消費電力の少ないLED電球の導入が自治体や公共施設にも求められています。

本市においては、第2次行財政改革大綱の実施計画の中で、平成24年3月改定ですが、健全な財政運営の中で歳出の抑制ということで、庁舎照明器具のLED化として、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画として、毎年度ごとに効果目標数値が掲げられています。

そこで、第1点目でございます。平成22年9月以降、LED電球の導入状況はどうか、総務部長さんにお尋ねしたいと思います。

第2点目、照明用の電気料が高額となる体育館や野外スポーツ施設にLED電球の導入を図ってはどうかということについて、教育委員会事務局長さんにお尋ねしたいと思います。

2項目めとして、真正地域における集落排水事業による配管布設後の道路舗装についてお尋ねしたいと思います。

下水道の配管布設後、もう既に数年たっていると思います。道路も傷み、亀裂が発生し、さらに陥没等により、高齢者の歩行や自転車の走行として交通安全上危険な箇所も見受けられます。

本市の第1次総合計画後期基本計画では、第1章の第2節、快適な生活基盤を備えたまちとして、道路について、平成22年4月1日現在の市道の状況、さらに施策推進目標が掲げられています。市道路改良率、現状が62.7%、平成27年目標として63.1%、市道路の舗装率、現状92.5%、平成27年度目標として92.9%という数値目標が示されています。

そこで、第1点目でございます。こうした道路舗装の計画はどうか、第2点目、早期に計画的に道路舗装を施行されたいがどうかという点につきまして、産業建設部長さんにお尋ねしたいと思います。

続きまして、3項目めとして、西濃環境整備組合の事業運営についてお伺いします。

焼却炉から排出される灰や溶融スラグ等の利活用の向上により、安定した事業運営を図るための質問をさせていただきます。

平成23年9月10日の新聞記事でございますが、大垣市や大野町など3市7町で構成する西濃環境整備組合が、ごみ処理施設で製造される溶融スラグのJAS日本工業規格の認証を取得したと。認証式が大野町役場であり、この取得に一般廃棄物を溶融固化したコンクリート用溶融スラグをU字溝などコンクリート2次製品の材料として使用できると。また、道路用溶融スラグをアスファルト合材の材料に使えるということで、両方の同時認証は広域一部事務組合では全国初だという記事が載っております。同組合は、大野町の西濃環境保全センターで年間5万2,800トンの一般廃棄物を

処理して3,200トンの溶融スラグを製造していると。これまでは、大体2割ぐらいが近隣市町村の公共工事で使用、残りは名古屋市の一部保管所まで運んで、船で関西方面へ送ってきた。運搬費用、保管費用が年間約700万円ほどかかっているそうです。同センターでは、認証取得によって利用拡大を図り、近隣で100%の再利用を目指すという記事でございました。

そこで、第1点目、溶融スラグ入りコンクリート2次製品の利活用をもっと図ってはどうかという点につきまして、産業建設部長さんにお尋ねします。

第2点目、西濃環境整備組合の構成市町3市7町での利活用状況並びに本市の利活用状況につきまして、市民環境部長さんにお尋ねします。

3点目、本市では過去3年間、溶融スラグ入りコンクリート2次製品を活用されていないように思います。それはなぜかということですが、活用に対する問題点があるのかどうか、産業建設部長さんにお尋ねします。

第4点目、今後の更新について、これまた産業建設部長さんにお尋ねいたします。以上です。
議長（後藤壽太郎君）

それでは1項目め、LED電球の導入及び推進についてのうち、LED電球の導入状況についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、LED電球の導入状況についてお答えいたします。

LED電球につきましては、消費電力の削減、長寿命などといった特徴がある反面、価格が高価であることや用途が限られているという一面もございます。市としましては、第2次本業市行財政改革大綱実施計画に照明器具のLED化を掲げ、費用対効果やその用途を見きわめながら順次導入を進め、これまでに市の施設で新設または交換したLED電球ですが、屋内の避難誘導灯や廊下、トイレ照明などで936基、屋外に設置しております防犯灯では201基を導入してきております。

今後につきましても、先ほど申し上げましたとおり、費用対効果やその用途を見きわめながら順次導入を検討し、電気代等の経費の節減に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、1項目め、LED電球の導入及び推進についてのうち、体育館や屋外スポーツ施設へのLED電球の導入についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、2点目の体育館や屋外スポーツ施設へのLED電球の導入についての御質問についてお答えします。

体育館や屋外スポーツ施設の照明に、議員御指摘のとおりLED電球を導入して経費節減を図ることや環境へ配慮することは重要なことと考えており、本業市においても、体育館につきましては施設の改修計画や器具の使用状況に応じ、消費電力の低いLED照明機器やセラメタ電球への交換

を順次進め、経常経費削減と省エネに努めたいと考えております。しかしながら、屋外スポーツ施設のLED照明導入につきましては、現在あるものは高価な上、重量的にも問題があることから、今後の機器開発の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

2項目め、真正地域における集落排水事業の配管敷設後の道路舗装についての質問の2点についての答弁及び3項目め、西濃環境整備組合の事業運営についてのうち、溶融スラグ入りコンクリート2次製品の利活用についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の真正地域における集落排水事業による配管布設後の道路舗装について、道路舗装の計画等につきまして御説明を申し上げます。

道路舗装は、舗装構成や路床のよしあし、大型車の交通量、凍結などの気象状況などにより老朽化の進行は異なります。また、議員御指摘のとおり上水・下水・都市ガス等の道路占用物件の布設による舗装面の沈下、亀裂等の発生により補修が必要となる場合がございます。現在、舗装補修は職員のパトロールや地元自治会要望、地域住民からの通報などをもとに職員が現場を確認し、損傷が著しい箇所から舗装補修を行っているところでございます。真正地域の集落排水事業の箇所に限定した修繕計画はございませんが、早期に修繕が必要な箇所につきましては早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、早期に計画的に道路舗装を施行されたいかどうかという御質問につきましては、市内には幹線道路や市街地内の狭隘道路、農道など約680キロの市道がございます。これら全てを同じ水準で維持管理することは非常に難しい状況でございます。このため、ほかの道路と同様に、職員のパトロールや地元自治会要望、地域住民からの通報などをもとに交通量や走行速度など、道路の利用状況など、交通の安全性を考慮しながら、損傷が著しい箇所から舗装補修を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3番目の西濃環境整備組合の事業運営について、溶融スラグ入りコンクリート2次製品の利活用をもっと図ってはどうかという御質問につきましてお答えをさせていただきます。

溶融スラグ入りコンクリート2次製品は、下水汚泥や焼却炉の灰等からできる溶融スラグ等をコンクリートの骨材として利用し、製品をつくるもので、有料で廃棄していた廃棄物を材料として再利用するものでございます。本巣市では、建設工事を発注する場合には、特記仕様書で岐阜県リサイクル認定製品の積極的な使用を記載し、利用促進を図るとともに、再生アスファルト、再生砕石、高炉セメント等、再生材の利用を促進しているところです。しかし、受注業者へ活用をお願いするものであり、それぞれの事情により活用されていないケースも多くあるのが実情ですが、今後ともリサイクル認定品につきましては利活用を図ってまいりたいと考えております。

議長（後藤壽太郎君）

3項目め、西濃環境整備組合の事業運営についてのうち、西濃環境整備組合の構成市町での利活

用の状況並びに本市の状況についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

西濃環境整備組合の構成市町での利活用の状況並びに本市の状況について、お答えさせていただきます。

構成市町での溶融スラグの利活用の状況につきましては、平成16年度から平成23年度までの実績としましては3,857トンで、主なものはアスファルト骨材で2,322トン、埋め戻し材で938トン、コンクリート骨材で466トンでございます。本巢市の利活用の実績としましては350トンで、その内訳としましては、コンクリート骨材で116トン、アスファルト骨材で119トン、埋め戻し材で115トンになり、平成16年度から平成20年度までは年度平均で約70トンを利用しておりましたが、21年度以降は数トンまで減少している状況でございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして3項目め、西濃環境整備組合の事業運営についてのうち、溶融スラグ入りコンクリート2次製品を活用していない理由及び問題について、並びに今後の方針についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

本市では、過去3年間ほどは溶融スラグ入りコンクリート2次製品を活用されていないのはなぜか、活用に対する問題点があるのかどうかについてお答えをさせていただきます。

本巢市としましては、特記仕様書により利用促進をお願いしているところでございますが、西濃環境整備組合の溶融スラグ利用は、ここ3年ほどは少量にとどまっている状況です。その理由として、受注生産となることから納品に時間を要することや、発注者が購入先を指定することが難しいことにより、受注者が利用を控える原因と思っております。

今後の方針につきましては、本巢市としましては、今後も建設工事を発注する場合は、特記仕様書で岐阜県リサイクル認定製品と西濃環境整備組合の溶融スラグの積極的な使用を明記するとともに、受注者との打ち合わせの中で利用推進を強くお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

それぞれ御回答いただきまして、ありがとうございました。中には前向きな答弁もいただいたようで、うれしく思っております。

ちょっと質問というか、お聞きしたいんですが、まず第1点目、LED電球のことですが、答弁の中に「セラメタ」という電球とかなんとかありました。私、ちょっと勉強不足で、その点よくわ

からないものでお願いしたいんですが、それは一般の電球と今のセラメタとLED電球と、そういったものの比較なんかがもしされているようでしたら御答弁をお願いしたいと思います。

それから、産業建設部長さんのほうでの答えですが、事情もよくわかるようです。特記仕様書の中でうたうくらいしかできないのかなという気もせんでもないんですが、ぜひ3市7町で構成しているという中での環境組合の加入ですので、ぜひそういったところの製品も活用して、エコというか環境対策という面にもなりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。とはいえ、行政という意味でなかなか難しい点もあるようにも思います。推進に努めるという意味でよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

2点目は要望でいいですね。

それでは、セラメタについてということで、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、セラメタ電球について御説明をいたします。

セラメタ電球とは、発光管がセラミックスでできておるということで、水銀灯に比べ発光効率がよく、消費電力は水銀灯の2分の1、寿命は1.5倍というものです。LEDと比較しますと、消費電力、寿命ともに到底及びませんが、価格においてはLEDが水銀灯に比べ30倍から40倍するところ、セラメタ電球は3倍程度と安価で、また機器の変更なしで導入できるということで、使用しておるものでございます。

それから、先ほどですけれども、ちょっと説明が不足したかと思えますけれども、屋外のスポーツ施設については、まだまだ費用が高いということで今のところ考えておりませんということです。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

以前にですけれども、一昨年だと思えます。先輩議員とともに長野県の飯田市のほうへ視察に行きました。飯田市の駅の前に、LED電球とともに、その供給源はソーラーパネルと一緒に付帯になったものが街灯としてあったように思っています。あっ、こんなところにLEDのパネルがついているねなんていうふうで駅前です思ったことがあります。ぜひ、いろんな考え方がありますがけれども、比較対照をよく検討していただきながら推進をしていただければどうかという思いがございました。

それから、市民環境部長さんにお尋ねしたいんですが、本巢市の今後のスラグの関係の推進ということで、建設部のほうにお願いするだけではなくに、いろんなところに利用推進を図るための動きなんかもしていただきたいと思いますし、実際、本巢市は私の調べたところでもかなり低いようなことも聞いておりますが、どれだけの使用位置になっているか、3市7町の中で本巢市における

位置的なものがわかれば教えていただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは今の質問について、市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、今の溶融スラグの3市7町での利活用の実績状況でございますけれども、一番多いのは、1位が揖斐川町の1,166トンで、2番目が北方町の747トンで、それで、我が本巣市としましては350トンの5番目でございます。

あと、今後の利活用状況でございますけれども、確かに今申しましたように、21年度以降は溶融スラグの利活用状況は数トンまで減少している状況でございますので、議員御指摘のように、リサイクルなどの循環型社会を進めていくためにも、西濃環境整備組合とともに、関係部局と溶融スラグの利用についてさらに推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

それぞれ各部長さん方、誠意ある回答をいただき、ありがとうございました。これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、2番 鏑本規之君の発言を許します。

2番（鏑本規之君）

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、樽見鉄道の今後についてでございますけれども、単刀直入に聞きまして、ことして樽見鉄道の支援が切れるかと思っております。その中において、今後ともその樽見鉄道の支援を継続していくのかということについて、市長にお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今御質問のございました樽見鉄道の支援についてお答えを申し上げたいと思います。

まずその前に、少し樽見鉄道の現状を報告させていただきたいと思います。

議会の市政報告等でもお話しさせていただいておりますけれども、樽見鉄道は、現状は、少子化、過疎化等の影響によりまして、経営は依然として厳しい状況でもございます。しかしながら、直近の2年間は、人件費の節減とか、通学・通勤定期ですとか、大手旅行会社とのタイアップした紅葉列車と、そういった特別列車などによりまして販売促進、またモレラ岐阜のリニューアルオープンということで、鉄道の利用促進効果というもので乗客数が増加をいたしております、平成21年度

に比べますと約2,000万ほど経常赤字のほうが増加をしております。このような状況ではございますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ少子化、過疎化等々で、先行きには大変厳しいものがあるというふうに思っております。

こういう樽見鉄道でございますけれども、私の樽見鉄道への認識というのは、昨年12月議会の一般質問で、大西議員、そしてきょうの鏑本議員のお2人のほうから昨年12月議会でも御質問がございまして、そのときにも答弁を申し上げましたけれども、山を多く抱える本巢市という状況でございまして、自然災害から市民を守ると。そのために、根尾地域とかトンネル以北の本巢地域の北部地域の定住対策を進めていきたいと思っております。そういうためにも、山間地の利便性に一定の役割を担っております樽見鉄道につきましても、24年度のおときもお答えいたしましたように、存続に向けて頑張っていきたいというお話を申し上げました。そういう認識は今も変わっておりませんで、25年度以降も引き続き沿線5市町で支援ができるよう、現在5市町で協議を進めているところでございます。よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

それでは、今後とも引き続いて支援をしていくというふうに解釈をして、質問をさせていただきます。

今の市長の答弁の中に、樽見鉄道の経営が2年ほどで改善をされているというふうに報告がありました。私も、樽見鉄道のほうからの事業報告、決算報告等を聞いておったときに、そのように聞いておりますけれども、私も経営者の一人として、それを経営者の観点から見させてもらいますと、はっきり言ひまして数字のトリックというのか、やるべきところがやれていなくて繰り越しになっていると。そして、数字だけがいいほうになっているのではないかと思っております。

1番の、今たまたまトンネルの崩落がありましたけれども、樽見鉄道においても、もう耐用年数を過ぎた陸橋等があります。そういうものに対するの保全等がしっかりとされているかということについては、少し疑問符が湧くところであります。そういうような観点からして、経営が数字以上によくなっているというんじゃないし、もっともっと悪くなっているふうに私は思っております。ですから、そのことも踏まえて改めてお伺いをいたしますけれども、私も経営者の一人として、樽見鉄道を外から、また樽見鉄道の従業員の方たちからいろんな提言、または御意見をいただいておりますけれども、はっきり言ひまして、現社長と私もよく話をしますけれども、経営者として非常にいかなあというところが多々あるかと思っております。

この数年来、私も議員に生まれて7年間、抜けておるところもありましたけれども、7年やっておりますけれども、その間、樽見鉄道の社長とも幾度となく衝突をしております、意見の違いで。その中で、少しずつ社長の考え方も変わってきておるかとは思いますが、到底本巢市の市民の税金1億数千万を投資してもいいだけの経営者とは思ってはおりません。

その中で市長にお伺いをいたしますけれども、今後とも支援を続ける中において、樽見鉄道の社長の人事について、何らかのお考えはあるのか否かをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

樽見鉄道の経営状況、一番最初の御質問のところでもありましたけれども、確かに樽見鉄道の施設そのものは、大変おっしゃるように老朽化しているところもございます。ただ、安全性等におきましては、今の国の点検等も受けながら計画的にやっておるというふうにお聞きしておりますし、そういう報告を受けておりますので、老朽化をしておりますけれども、現時点の安全性というのには、我々は今のところ安心をいたしております。この樽見鉄道もそういう報告でございますし、国の点検も毎年受けておりますので、そういうことだというふうにもまた思っております。

だから、経営状況は大変、いろいろ仕事も繰り延べ繰り延べしながら、目いっぱい使えるところまで使って、そして、その後更新するという形の運用をしておる部分もあると思っております。そういったことで、何といたっても安全性というのが第一でございますので、事故が起きてからでは大変な話でございますので、その辺につきましては、我々も可能な限り経営支援もしながら、安全性には手抜かりのないように経営をしていっていただきたいというような思いをしておりますし、そういうこともいろいろ会議等々でも話をさせていただいておるところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、そういった中で、経営者の問題でございます。

今お話がございましたけれども、経営者の交代というのは、これは我々本巢市、沿線5市町入れて1億円近い経営支援をしております。我々の中では一番たくさんの経営支援をしておるわけでございますけれども、樽見鉄道は株式会社でございます。株式会社の基本というのは、議員もよく御存じのとおりでございます。やはり取締役の解任、就任というのも株主総会で決定がされますし、またそれは持っている保有株の大小が経営そのものを左右する権限もあるということでもございます。我々本巢市は、株は今3%でございますし、しかし、3%の株とはいえ、我々本巢市は、取締役、そして株主総会等々にも出席をさせていただいております。

今、議員御質問のように、会社の経営方法ですとか取締役の資質というものに、市民の皆さんからそういう御意見があるということであれば、私どももそういった場でそういう御意見があるということをお聞かせさせていただきたいというふうに思っております。ぜひそういった面でいろいろな御意見をお聞かせ願って、我々、取締役会、または株主総会等々で市民の声を代弁していきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

株をたくさん有している人が人事権を有しているということはわかって質問をしております。ただ、いろんな会社の経営状態が悪くなったときに、お金を貸すほうの銀行から条件をつけて役員の交代を求めることは多々あります。それがまた堂々となされるのが今の世界で、日本の国の中のあり方だと思っております。当然、この本巣市もたくさんのお金を支援している以上、仮に株の保有パーセンテージが3%であろうとも、お金を出しているということについての強みがあるはずなんです。ですから、そのことを一つの、言葉は悪いですが武器として、経営者の交代を求めることは当然してよかろうかと思っております。そういうことも含めて、市長にいま一度お伺いをいたしておきます。

今の社長のままでも、なおかつ支援を続けていくという考えなのかをお伺いいたしておきます。
議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

大変難しい御質問をされましたので、答弁がちょっと歯切れが悪くなっておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、これは本巣市は確かに経営支援の金額は多いんですけども、本巣市一つだけじゃなくて、この沿線5市町ですうっと経営支援を共同で行わせていただいております。いずれにいたしましても、この沿線5市町の意見をよくお聞きして、そういう中で、我々経営支援をしている者たちの総意としてそういうものが決定されるというならば、当然お話をしていかなければならないなというふうに思っておりますが、今現時点でそういうお話を、よその市町、多くのところからのお話も、ちょっと全体を把握しているわけではございません。一、二そういうお声も聞いてはおりますけれども、まだそういうような話になっているわけではございませんので、ちょっとその辺につきましてはお話をなかなかしにくいと思っております。

それはそれとして、現時点の樽見鉄道というのは、先ほど一番最初に御答弁申し上げましたように、本巣市のこの地域づくりの中で一定の貢献をしていただいておりますということでございますので、我々としては引き続き、トップがどうこうじゃなく、とりあえず樽見鉄道の存続というものにつきましましては、沿線5市町で一生懸命取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

市長の口からは非常に言いにくいであろうと思っております。これ以上聞いても答えられないというのが本音であろうかと思っております。ただ、樽見鉄道の社員の中、また他の市町村の中にも樽見鉄道の現社長に対する批判の声というんですか、社長としての技量云々ということに対して疑問符があるところがたくさんあるかと思っております。

私も正直なことを言いまして、この樽見鉄道は残すべきだというふうには強く思っております。

ただ、市民から預かる税金をどのように使うかということを考える立場の議員としては、現状のままでは到底賛同はできないというふうに思っております。よって、樽見鉄道に今後とも支援を続けていくということになれば、役員の改正なり何かを市長のほうから提案してくれることを強く求めておきます。また、そういうことがなされないということになれば、私も議会の予算のときに、ちょっときつい意見を述べさせていただきたいと思っております。また、それと同時に、市民に対して内容のことも詳しく説明をして、どうしてこういう形になっているかということも聞きたいかと思っております。

それでは、樽見鉄道のことについては、非常に市長は答えにくいということですので、強く要望をしておきます。役員会等でできつく説明をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問も、市長に対しては非常にきつい質問になろうかと思っておりますけれども、糸貫スタジアムの使用が6月から8月の間、夜の使用ができないということで、たまたま市民運動会のために市民のほうから私に訴えがありまして、私なりに調べてみましたところ、非常に納得のできないこともありましたので、そのことについて少しお伺いをしたいと思います。

この糸貫スタジアムは、平成3年に完成したかと思っております。その完成当時から夜の使用ができないというように伺っております。少しずつ違いがあったら後で説明していただければ結構なんですが、そして、平成3年か4年ごろから光公害というものが出たということで、農産物に対する補償金が6年間に約2,000万弱支払われていたというふうに伺っております。その後、内藤町長の時代になって、内藤町長のほうから、これは少しおかしいのではないかと、また金額もこれ以上上がってはいけないということで、打ち切られたというふうに聞いております。その代償として、夜の使用ができなくなっているというふうに、今もそのまま続いているというふうに聞いておりますけれども、この糸貫スタジアムの設計当初から現在に至るまで、いろんなことがなされてきたように伺っておりますので、そのことについての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、多目的広場の野球場の使用の件につきましてお答え申し上げたいと思っております。

今、議員のほうから御指摘もございましたように、この施設は平成3年8月に完成いたしまして、それから供用開始をいたしております本巣市民スポーツプラザにございます野球場でございます。当初は、そういう光の害というのは想定をされずに、オープンをされておるようでございます。その後、平成4年から隣接地の農作物の影響というのが指摘され出したということから、最終的には、今議員御指摘のように、当時の糸貫町の隣接地権者、それから利用団体でございます体育協会、そういった方々の合意のもとに、いわゆる農作物への影響を防ぐという意味で、平成11年から、毎年6月15日から8月20日までの間、夜間のナイター照明をしないということで現在も運用されておる

ということでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

今、市長の答弁の中に、建設当時、平成3年当時に光公害の問題が想定されていなかったというような答弁があったかと思えますけれども、この光公害というものは、私が子どものころというよりも、私がちょうど青春の真ただ中に東名高速道路ができて、その東名高速道路というのは今よりも非常に明るかった。そのときに、余りにも高速道路が大都会のように明るいから私もよく乗ったもなんですけれども、その高速道路が明るいことによって、それに隣接するお米等の作柄が非常に悪くなったということで、その時点からもう光というものの農産物に対する影響はあったかと思っておりますし、そのことが大きく報道されたことも私の記憶の中にあるわけなんです。

そういう中において、昭和50年代にも大きな問題になったものが、この平成の時代になって認識がなかったというようなことは、非常に聞いて今びっくりしておるわけでございますけれども、その当時、地権者に対する説明、また建設当初において地権者の人に対して認識がなかったということになれば、説明がされていなかったということなのか。また、農家の人たちにおいても、その光公害があるということの認識すらなかった程度の農家の人だったのかと言いたくなってしまいます。私が農家の人たちに聞いた範囲内では、そういう説明すらなかったということなんですけれども、どうして説明すらなかったのか。今言われたように、市長さんの認識の中にあるように、光公害はなから眼中になかったということにつながる。もしそうだとするならば、これは一大事かと思っておりますので、改めてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

先ほど答弁の中でもお話を申し上げましたけれども、このスポーツプラザ野球場は平成3年8月に建設されておりますけれども、我々いろいろ関係者のところからお話をお聞きしている範囲では、野球場の夜間照明が農作物に与える影響というのは、どうも当初は想定をされていなかったんじゃないかというふうに思っております。そのために、今議員御指摘のように、建設前に隣接地権者に対する夜間照明の影響というような説明はどうも行われていないようでございます。

先ほど議員のほうから、高速道路ができて云々というお話もありましたけれども、国のほうで光公害と定義づけて、そしてその対策のガイドラインというのが国において策定されたのが平成10年の3月でございます。多分、国でもそういう問題がちょこちょこあるとはいうものの、国としていろいろ施設をつくるとき、そしてやるときに、光公害にはこういう対策をとってこういうことを注意しながらやりなさいよという対策のガイドラインが初めて制定されたのが平成10年の3月と

いうこととございまして、そういうことからいたしますと、ちまたではそういう話があったにしても、国として対策を定義づけたというのが平成10年のころからだというふうに思っております。

そういうことから考えますと、多分平成3年のころというのは、余り照明による影響というのを認識していなかったんじゃないかというふうに思っております。特にまた、その中で、今回のスポーツプラザの野球場の明るさというのは500ルクスという、大抵市内に夜間照明の施設もいろいろございますけれども、他の施設と比べますと2倍から4倍の明るさでございます。いわゆる突出した明るさの野球場でもございました。そういった等々から考えますと、当時そこまで認識というのが私はなかったんじゃないだろうかというふうに思っております。

その後、当時の糸貫町時代にそういう問題が出てきて、その後、減光、光を少し減らす対策だとかいろいろやられたようでございますけれども、なかなか明るさというのが削減できなかったと、減少できなかったということで、一番最初に御答弁申し上げましたように、6月から8月の2カ月間を使わないという形で、農作物への影響を防ぐというような対策をされてきておるというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

農作物の影響どうのこうの、平成になってから国からの通達があったとの答弁でございますけれども、早い話が、私が言ったように、東名高速道路の40年代、50年代の時期に、余り光が強くない高速道路の下においてでも農作物に影響があったということから鑑みれば、今の市長の答弁からいくと、どうも逆じゃないかと思っているわけです。非常に明るい施設であると。暗いところでもそんなに明るくなくても光公害が出るというのに、何倍も何倍も明るいから光公害の影響が出ないんじゃないかなんていう、認識はないというのは非常にびっくりしたわけでございますけれども、その当時の責任者でもないのになかなか言いにくいであろうと思っておりますけれども、基本的には、市民の税金を使って夜もできるようにということで夜間照明もつくるようにしたわけなんですね。それが、結果としてできなくなってしまいましたよと。それは使うほうの市民に対する説明もなされていないし、また農家の人に対する説明も何もなされていない。早い話が、市のほうで勝手に、これこれこういうふうですからやめますよという、正直なことを言ってちょっときつい言い方なんですけれども、内藤町長さん、前の市長さん、またはその前の町長さんにも電話でいろんなことを聞きました。その前の町長の決めたことであるから持続してやったけれども、内藤氏いわく、私の頭の中、私の思いとしては、これ以上の補償金を払うことはいかがかということで、やむなく補償金を切ったと。その代償として、2カ月間の使用をやめたということなんですね。

じゃあ、他の地域においてどうかというと、旧本巢にしても、旧真正にしても、根尾のほうにしても、当然夜間照明のある施設があるか思っております。そういうところにおいては、従来と同じように、何一つ補償金も払わないで使用しているだろうというふうに思っております。

ですから、今回の私のところにいろんな方から投書あり、また相談があったのは、何とか使用できないものかと。一番いい時期に野球ができないということは、非常に辛いものがあると。ですから、何とか使用できるようにしていただけないかという要望なんです。

そこで、またあえて伺いをいたします。確かにこういう問題が起きたこと自体、その当時の役場の対応の悪さ、またそのときに町会議員をやっていた人たちの知識のなさが招いた原因だと私は思っております。そういう中において、誰に責任があるかということはどうのこうのと言ったところでしようがありませんので、今後何とか使用できるようにできないものか、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

この野球場が今後どうかというお話でございますけれども、この野球場の明るさというのは、先ほど御答弁申し上げましたように、今の議員御指摘がございましたけど、他の市内の施設と比べますと大変照度が高い、2倍から4倍、席田北部公園と比べますと約3倍近い明るさ、真正の運動広場と比べましても約2倍近い明るさの野球場でございます。市内の他の施設とはもう比較にならない明るい照明を持っております。

そういったことで、農作物への影響ということで、今まで旧の糸貫町時代もそういうものについての対策をやってこられて、そしていろいろやったけれどもなかなか防げなかったということで、最善の方法、地権者、それから利用団体等々の了解も得て夜間の照明をやらないということで合意をして、現在は新市に引き継がれております。私といたしましては、平成11年当時と何ら変わっておりませんので、引き続き6月から8月までの間は夜の利用を行わないと。必要であれば他の施設で代用していただくということで、これからもやっていきたいなというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

どこまで行ってもかみ合わないなと思っております。早い話が、農産物のある農地のど真ん中に野球場をつくるという発想時点から根本的に間違っているわけなんです。また、その計画がなされたときに、その当時の議員もそのことを指摘しなかったこと自体からおかしいなと思っているわけなんです。それをどうのこうの言っても仕方ありませんので、今市長さんの言われるように、他の施設、野球場が非常に足りないというふうに聞いております。ナイターのできるような施設をつくっていただければそれにこしたことはありません。ナイターができなければ、昼中でもたくさんのお客さんができるように勘考してもらえれば、前回の私の質問にもあるように、どこでもできるような場所がたくさんありますので、そういうところにお金のかからない方法で野球場の整備をして

いただければ、それはそれで幸いかなあとっております。

次の質問に移らせていただきます。

また、これも市長にとっては非常にづらい質問になるかと思っておりますけれども、私が住民訴訟という形で土地の使用料についての裁判をしてきました。このことについて、名古屋高裁のほうに市のほうが控訴したかと思っておりますけれども、それを控訴しなかったということで決定をしたわけですね。その決定が、市が所有する土地を市民が、市民ばかりじゃないですけども、使用した場合、使用料を取らないのは違憲であるという判決が出されたかと思っております。これから考えると、本巣市にはいろんな市の名義の土地があり、使用料を取っていないところもまだあるかと思っております。私が裁判で訴えたところはほんのごく一部なんですけれども、このことについて、判決に従い、今後どのようにされるのか、またどういう方法で物事をなしていくのかをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、裁判の判決に基づいてどう対応するかというお話につきまして、お答えを申し上げます。

市名義の土地の使用料につきましての裁判でございますけれども、新聞等々で多分議員の皆様方にも御案内のとおりだと思います。

この裁判では、大きく分けまして3つの争点で双方が主張をしましてまいりました。その裁判の結果、2つの争点、これにつきましては市の主張が認められました。1つの争点で、私ども市の主張が裁判所に認められなかったということで、地裁、高裁を通じてその主張が通らなかったということで、残念に思っております。

我々の1点の主張が認められなかったということにつきましては、判決に従いまして適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

3点で争われて、2点は市のほうの言い分が通りましたということなんですけれども、それは私も当たり前なのが当たり前で通ったなあと思っておるわけです。簡単な言い方をすれば、面積がきちんとわからないのに使用料が取れなかったのは当たり前のものであって、面積がきちんと提示された後のものにおいては使用料を取りなさいという判決なんです。ですから、市の名義であってきちんと測量もなされていないところにおいては、取りたくても取りようがないというのが本音でございますので、裁判所のほうも、当たり前ことは当たりの指摘をされたかなあとってお

ります。ただ、私の言うのは、面積がきちんとわかっていて、なおかつそれに対して使用料を取らないというのは違憲であるということなんですね。これは、ほかにもたくさんそういう土地があるかと思っております。

また、今回の裁判できちんと指摘をされた、面積が確定されたところにおいて、使用料を取らなければいけませんよということなんですね。それに対して、市は今後どのようにするのかということをお伺いしておるわけですので、改めて答弁をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の裁判の判決の捉え方というのは、それぞれのお互いの捉え方があろうかというふうに思っております。我々も、今回の判決の中で、今お話のように当然という、我々も今回の部分も、言われてみると当然だというふうに思っております。勝つほうも、当然勝ったというふうに思っていますし、負けたところも当然そういう確定したものを取らなかったというのが、言われると確かにそのとおりであろうかというふうに思っております。

ただ、その前提にあるのは、我々が今回大きく主張いたしましたのは、この地域は南北に長い地域ということで、同一の自治会にこの土地があったということで、その南部地域の集落と北部地域の集落に分かれておったということで、ただ自治会は一緒だったと。そしてまた、それぞれ使っている形態も全く同じような形態で使っていたということから、我々市のほうは、同じ住民でもあるし、同じようにやっている方を、確定した土地はあるけれども、もう一方確定していない土地の確定を待って一緒に取りましょうよと。それが公平性にいいんじゃないんだろうかということで待っておったものが、今回、それは既に確定したものとして、使用者のわかっているものはその地域から取るべきですよというのが今回の判決でございましたが、それが我々は、公平性だとか、同じ地域ですので何とかしてあげたいなという部分から思ったものが、今回そうならなかったということでございます。

それで、今回、市の土地、あちこちいろいろございます。面積も使用者もわかっておるもの、これは当然市が取っていかないといいない。ただ、市の中で、確定もしていない、そしてなおかつ誰が使っているのか、そして面積も確定していない、そういうものがいろいろまだまだございます。そういったものについても、今回の裁判判決では、そこまでは求めませんよと。要するに、お互いに争点がなく、そして容易に土地も確定できて、測量もでき、そして経済合理性を持って確定できるもの、そういうものはしっかり確定して取りなさいよという、こういう判決でございますので、今後、市内のいろいろ土地、もし不確定のところがあれば、争点のない、そしてお互いに使用関係を認める、そして測量もはっきりできる、そういった土地が確定されれば、確定したところからは使用料をしっかりと取っていくということにしていきたいと。これはもう今までもやってきておりますし、今回も言われたとおりのことでございますので、今後とも今までと同じ状況でやっていき

たいというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

少し質問が変わります。判決に従って、確定ができているところは取っていくということなんです。それは大いに結構ですし、またそうしてもらわなければいけないと思っております。その中において、裁判の中で闘われた 6 カ所か 7 カ所のところでは、当然今使用料の徴収がなされているかと思っております。

その中で、1 つお伺いをしたいんですけども、その堤防敷地の使用料というものについて、また権利というものについてなんですけれども、今までずっと長年にわたって私も問題にしてみました長屋のそういう覚書という問題に触れていくんですけども、当然それは議会のほうも市のほうも承知をしてある内容だと思っております。その中に、堤防の敷地の残地について、権利が書かれています。当然その資料も裁判のときに提出されましたので、組合長の名義がどうのこうのというということは別として、内容においてはそのことが当然出されてきたわけです。そうすると、その中に書かれていることは、糸貫川共有地廃川地管理組合でしたか、長い名目ですから、私たちのほうではわかるということで、上部組合に権利が 2 分の 1 あり、市に 2 分の 1 の権利があると明記されている。先ほども述べたように、このことは議会も承知しておるし、市も承知しているはずなんです。そうすると、当然使用料のほうも 2 分の 1 が市の使用料であり、2 分の 1 が上部組合のものであるというふうに解釈ができるわけなんですけれども、そういうことを念頭に入れた徴収の請求がなされているのか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の質問の、ちょっと中身の認識がひょっとすると間違ったことになるかも知れませんが、今回、我々が裁判で争わせていただいたのは、いわば共有の用地、いわゆる公衆道路用地ということで、当時県のほうから旧の糸貫町に払い下げを受けた土地の問題でございまして、これは道路敷地ということで払い下げを受けてきたということで、道路に使っていない部分のところを地域の方々がお使いをいただいていたということで、その部分の確定を待つて使用料を取り始めたという事案でございます。

もう 1 点は、過去もずっといろいろ議論をされておりました、グラウンドになっております多目的広場の駐車場ですね。ここのところは、もともと今回我々が裁判でやってきた土地とは形態が全然違う。これは、中身は確かに糸貫町、そしてまたそれを引き継いだ本巢市というふうに登記簿上の名義はそうなっています。これは廃川地でございまして、いわゆる道路用敷地として払い下げ

たのではなくて、廃川地、要するに河川として使わなくなったから、この地域に払い下げしますよということで払い下げを受けた土地でございまして、そのときに名義が糸貫町名義で、実質の所有は、先ほど議員のお話にもございましたように、糸貫川共有地の廃川地管理組合というところが実質の所有であったというふうに思っております。この件につきましては、今までも議会等々でいろいろ御議論もされて、既に一定の方向での解決には至っておるわけでございますけれども、その2分の1というものを当時の名義にするとときとあわせて、そのときに全てそういうことも含めていると話し合いがされてきたんだろうというふうに思っております。この廃川地の問題は、今回の占用料の話とはまた全然違う。これは使用料であり、そして向こうは所有をしているという、全然形態は別のものであるというふうに私は思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

ちょっと鏝本君に申します。質問のときに、何項目めの括弧何番についてということの明確にわかるように質問をお願いします。

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

何項目めと言われましても、答弁によって質問の内容が変わらざるを得ないというのが本音でございます。これが一問一答方式の難しいところかと思っております。また、そういう方向に極力持っていけるように努力はいたしますけれども、市長の御答弁のほうが少しずれていきますと、そちらのほうにまた質問をせざるを得なくなるかと思っております。

そういう中において、議長のほうからちょっと御指摘がありましたので、少しそれじゃあ内容を変えてお伺いいたします。

今、市長の答弁の中に堤防敷地のことに触れましたけれども、堤防敷地の残地、堤防敷地というものは、もともとが道路に使用するためという形で払い下げられたかと思っております。その中に、道路としてそんなに広く使わないから部分的に使っていますよというところで指摘があって、今回の裁判の結果になったかと思っております。

その中で、今の市長の答弁の中に、多目的広場の、このときは河川敷の問題にちょっと触れておりますけれども、河川敷と今回の裁判とは何ら因果関係がありませんというような答弁でございましたけれども、国の方針、要するに裁判所の見解というのは、どういう状況にあらうと、過去にどういう物事がその地域でなされたかはよくわかりませんが、名義が市の名義になっていけば、法的には市の所有するものであるという認識なんです。これは、実質的に上部組合が所有しているかとかどうのこうのということは、法的には何ら意味合いを持たないんですね。それが法というものであり、行政というもの、私たちも市会議員として法をつかさどる者として、過去のいきさつがどうであったかであったじゃなしに、現実に本巣市名義の土地は本巣市の市民の財産であるということなんです。そのことを踏まえて物事を考えなければいけないかなあと思っております。私が別の裁判でやったときもそうなんですけれども、市の名義の土地は、法律上どこまで行っても市の

財産であるという判決をいただいております。そういうことから踏まえていくと、その土地の名目は、堤防敷地であろうと、どういう土地の雑種地であろうと、市の名義であれば全てそれは市の財産、市の財産ということは、市民の財産なんです。その市民の財産をごく一定の人たちが使用する場合は、使用料を取るべきであるというのが今回の判決なんです。私たちはそれを求めて裁判をしていたわけなんです。その中で、面積が特定できないものにおいては、使用料は取ることはできないであろうと、面積が特定された段階において使用料を取りなさいというのが今回の判決だったと思っております。

そういう中において、今の市長さんの答弁にもありましたけれども、長屋の多目的広場の土地がどうのこうのということになりますけれども、あれも今回の裁判の判決から引用していけば、三十数年間にわたって面積が確定しておるのに使用料を取らなかったというのは違憲であるよということにつながるかと思っております。ただ、取るか取らないかは、時効は成立してしまっているから、法的にどうこうという責任問題は問われることはないけれども、行政として、また議員として、そういうことを長く放置していたということは、互いに責任があるかと思っております。過ちは過ちとして改めるところは改めて、そして前に進んでいかなければ、いい政治、またいい議会につながらないかと思っております。

ですから、多目的広場のところにある野球場の件についてもそうなんですけれども、光公害が出るということは、当然想定がされていたはずなんです。そして、地域のそれに隣接する農家の人たちが反対を起せば、当然野球場の夜間照明はやらなかったと思っておるわけなんです。それがどうも地域の人たちから聞くと、おいおいと言っておる間に知らんでおるうちに野球場ができてしまって、おいおいと言っているうちに知らんでおるうちに夜間照明ができてしまったというふうに伺っております。その当時の議員の人たちに聞いてみますと、そういう説明を議会にもされていなかったということなんです。ですから、話がおかしくなっていてしまっているんじゃないかなと。

ですから、そういうことを踏まえて、今後、このことを何遍も何遍もやってきましたけれども、反省するところは反省をして、裁判所が出した結論は結論として真摯に受けとめて、そして新しい方向に向かっていけるように、襟を正すところは正してもらい、議員のほうも襟を正すところは正してもらい、そして、この本業市の発展のために尽くしていただきたいなと思っております。

そういうことも含めて、この野球場の件に関しても、また多目的広場の土地に関しても、もう1点は、その土地を、今の答弁の中にあっただけども、次元が違いますよと言われるかもしれないけれども、一応その中で、2分の1は私たちの権利があるんだと思っている人たちもいるわけなんです。そういうことも含めて、きちんとした説明をしていただけるように望んでおきますし、そういう用意があるかを聞いて、私の質問を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

市長、答弁をお願いします。

市長（藤原 勉君）

お答えをさせていただきたいんですけれども、今議員のほうから、最後のところでお話ござい

ました。私もそのとおりでございます。今お話をされているように、私もそういう認識を持っております。やはり改めるべきところは改める、そして今までのとおり。やっぱりいい市政、いい行政を進めていくということは大事なことでございます。

そして、万が一にもそういうようなことの指摘をされないような行政運営というのは、当然心してやらなければならない問題であるというふうに思っております。

今回のこの土地の問題等々につきましては、過去の経緯等々、いろいろ議会でも議論をされておりますし、そのたびにいろいろ知恵を絞られて、そして最終的には解決をしたというふうに私も理解しております。今回のいわゆる道路敷のほうも、今回の判決に従って適正にやっていると、こういうことについてはいささかの曇りもありませんので、しっかりと対応していきたい、判決の趣旨を踏まえてやっていきたいと思っています。

これから、土地の問題等々に関しては、曲がりなりにも御指摘のされることのないような土地の管理というものに努めていきたい。やはりそれが行政の説明責任でもありますし、また市民への負託に応える責任でもあるというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

土地に関しては、謄本等に歴史として残っていきますので、間違いのないようにこれからも対応していただければ幸いかと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をします。45分まで休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時45分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

3 番 黒田芳弘君の発言を許します。

3 番（黒田芳弘君）

発言許可がありましたので、私の質問を始めたいと思います。

初めに、師走とは申しますが、ことしの年末は特別忙しい毎日が続いております。皆さん、既に御案内のとおり、8月8日の近いうちの約束がやっと果たされ、衆議院が解散、総選挙の真ただ中であります。ちなみに、近いうちは、日本では約4カ月を指すそうであります。これは小学生の息子にも言われました。

各政党は思い思いのマニフェストを掲げ、16日の結果を目指して必死に戦っていますが、国民は

このかすんでしまったマニフェストを本当に見ているのだろうか。それぞれの訴えを真剣に聞いているのだろうか。そして、この国の行方を案じて、真面目にこの選挙に向き合っているのだろうか。私はとても心配で、その投票率にも大いに関心を持っております。そして、その結果、どの政党が勝利し、その後、どんな枠組みでこの国難の時代に誰が政権を担うのか。また、最初で最後の大戦と見えを切った人はどうするのか。この国の行方そのものを大きく左右する極めて大切な選挙であることには間違いなく、多くの国民が注視する選挙でもあります。ここにおられる皆さんも、さまざまな形で携わっていることと存じますが、まずはそれぞれの立場で国民としての責任と義務をしっかりと果たしてほしいと思います。

しかしながら、今定例会の冒頭に後藤議長からもあったよう、我々はまずは議会活動が優先されなければなりません。この12月定例会も、来年度の予算編成にも直面する市民にとって重要な議会であることをしっかりと認識し、責任を果たしていきたいと思います。今回も通告してあります4点10項目について順次質問を始めますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目、教育委員会のあり方について質問いたします。

年末を迎えまして、ことしを振り返りますと、いじめ問題が大きく取り上げられました。11月に聴講した政経セミナーの中で、講師の前鳥取県知事の片山さんから教育問題について、地方議会の責任を厳しく指摘されました。当事者能力を発揮していない現在の教育委員会には、その委員の選び方に問題があり、それは議決する議会に責任があり、適任かどうかの確認をもっとしっかり行うべきであると、実行者である我々地方議員に強烈に問いかけました。

ことしのいじめ問題が世論を巻き込み、大きく報道されるようになった根本には、いじめが確実にあったことを承知しながら、それを隠し、逃げていた背景があったからであります。本来、こういった事実があった場合には、直ちに学校は教育委員会に報告し、そのために設置されている教育委員会が対応するのが当然であります。また、小さいいじめが広がり、事態が進展しないよう、日ごろから学校ごとの実態を把握し、解決する役割も当然担っているはずであります。今回、大きく報道された大津のいじめ問題では、大々的になってしまった面はありますけれども、本来対応すべき教育委員会ではなく、文部科学省や別に設置された委員会などでその後の対応に当たっています。これでは、一体何のために教育委員会が設置されているのかわかりません。

そしてもう1つ、教育委員会自体の信頼の問題があります。私も、長年PTAを初め学校教育関係に携わっておりますが、保護者の声は、教員退職者が委員の多くを占める教育委員会自体が先生と保護者の中立に立って学校問題にかかわっているのか、疑問の声が多く聞かれます。私は、本市の教育委員会が決してそうだとは申しませんが、保護者側から見れば、どうしてもそのメンバー構成から、教育委員会が先生の味方をする先生村と見られてしまうということでもあります。大津市の問題が大きな広がりを見せ、地方自治体の教育のかなめである教育委員会への信頼に影響が出ていることから、今回この問題を取り上げました。

そこで、まず1項目めでございますが、本市の教育委員候補者選定に至るまでの経緯についてお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

教育委員候補者の選定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項において、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」ということとされ、さらに同条第4項では、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」とこととされており、これらの要件を満たすよう、市長の判断により選定をいたしております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

ただいま聞きましたが、大変重要な役割と職務権限を持つ責任重大な組織でありますので、私も含め、同意する議会側としては、当然選任時、ベストの責任者で構成されていると認識をしております。ちなみにお聞きしますが、合併前の地域別で見るとどのようなふうになっているのか、参考までにお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それぞれの町村に1人ずつということになっております。教育長は別ですね。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

それぞれの地域で一人ということで、合併以来、この4地域でとてもバランスよく選任されているようですが、局長さんには権限も責任もないので答弁は結構でございますが、4地域から1人ずつというのは、たまたまの偶然なのかどうか、私にはそうは思えません。合併して8年がたちます。市長任期としても3期目に入っております。もうそろそろこういった地域の枠を取り払って選任する方向が正しいのではないかと。また、そうでないと、その組織そのものの威厳が低下し、信頼も得られません。地域性が加味をされている以上は、決してその委員会のベストの構成ではないということをお指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次に、教育委員会とは、実際にどんなことを行っているのか。その内容や開催頻度、またその役割についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

教育委員会の会議や内容や役割につきましては、教育行政の運営に関する基本方針を定めること、2つ目に、教育委員会規則等を制定または改廃すること、教育機関の施設の整備計画を定めること、それから教科書、その他の教材の取扱方針を定めることなどの議案審議や、教育予算、その他議会の議決を経るべき議案について意見を述べることなどがあります。そのため、学校教育及び社会教育の諸行事に参加し、市内の教育に係る進捗状況や教育事情の把握に努めるとともに、他地域の教育事情についても調査を行い、市教育行政に役立てております。

なお、委員会の開催頻度につきましては、会議や諸行事、また学校訪問を含め、月に3回から5回程度の頻度となっております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、るる説明をいただきましたが、私も今回初めてこの教育委員会について、改めて勉強いたしました。教育委員会とは、今申されましたように、地方自治法に規定をされております。また、20項目の教育に関する強い職務権限が与えられております。これほど重要な役割と権限を持った組織であるということを御指摘し、3つ目に移ります。

教育長も教育委員会の一人ではございますが、第三者側から見て、外観的にも保護者との中立に立って判断できる姿が望ましいと私は考えます。選ばれる側である教育長にあえてお聞きいたしますが、本市の教育のトップとしての御意見を伺いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、今御質問いただきました、第三者から見て中立に立って判断できる教育委員会ということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、私も5名の教育委員のうちの一でございまして、なかなか申し上げにくいこともございますけれども、現在の本巢市の教育委員会の委員構成でございまして、法律で規定されております教育、学術、そして文化に関します識見を有する一般市民の方々、そして保護者の方から選出をされているわけでございまして、本巢市の教育及び教育課題の検討につきま

して、客観的に判断いただける方、こういう方により組織されているというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

教育長さん、先ほど申し上げましたように、選ばれる側でありますので、なかなか答えにくいようでありますので、今度は選任する側の市長の考えをお伺いしたいと思います。

私は、この問題で、本市の教育委員会自体に問題があるとか、当事者能力を発揮していないという事は把握もできておりませんので、問うつもりは全くございません。市長に申し上げたいのは、保護者側から見た目では、教育委員会というものは教員OBの充て職で組織されたものであるという見方をどうしてもされてしまうということでもあります。委員は、どうしても先生側に立った見方をしてしまうのではないかと、それでは信頼も薄れ、その役割は果たされません。教育村であるべきで、決して先生村をつくってはいけないということでもあります。

ある論説者によりますと、東京都の教育委員は、政治や学閥と深くかかわり、東京の教育をゆがめている。ここに教育では珍しい利権も感じられる。これでは東京の教育がよくなると批判をしております。皆さん御存じのとおり、日教組のドンと言われる人が民主党の幹事長として、ある意味政治的実権を持ち、大きな権力をかざしておりました。教育委員は、レイマンコントロールとして、中立的立場で政治とはかかわらず、保護者との中立に立って判断できる姿でなければなりません。本市の教育委員についても、今後は充て職と見られてしまう教員OBをやめて、もちろん素人では困りますが、広い分野から適性を判断し、教育的識見のある方を人選し、外観的にも先生と保護者の中立に立って判断できる姿へ変えていくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

教育委員の選任の件についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど一番最初のときに御質問がございましたように、地域性の問題ということも、合併して8年たつ、旧の4町村からというのは、確かに一つの市として考えたときに、そういう地域から選ぶというのは、今後考えていかなければならない課題かなという思いをいたしております。別に南に住んでいるから北がわからないとか、北に住んでいるから南のことはわからないということはありませんので、ここに法律上に書いてありますように、教育、学術、文化、こういったものに識見を有する方から選ぶというのが教育委員の基本になっておりますので、そういった方々が市内全体に見えるなら大変それはすばらしいことだということで、地域性というのを今後考えていかなけれ

ばいけないというふうに思っております。

ただ、委員の中の割合どうのこうのというお話もございました。教育長のほうから御答弁いただきましたけれども、近隣市町を見ておりますと、やはり教育関係者、ここに書いてありますように、やっぱり教育、学術とかの識見に有するとなると、なかなか一般の者でわかりがなかなか難しい。やはりそういった方々を入れてこなきゃならん。今まではそれだけであったものが、今回法律改正等々があって、保護者も入るとい法律改正もあって、我々がずうっと教育委員会の事務をやっていたころはそういった方々はいませんでしたけれども、保護者も義務化されて入ってきているということで、そういう面では、幅広い教育委員の構成ができておるのかなというふうに思っております。

そういった中で、今の教員の関係の方が多ということについては、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。近隣の市町も、大体1名ないし2名という教育関係者が入っていることは間違いありませんし、またそれ以外のところも市の職員、町の職員のOBの方が入っていたりという地域もございまして、どちらかという役所の教育関係をやってきた方々、そういった方々が多くを占めているというのが実態でございますけれども、今後検討していきたいと思っております。

ただ、お話でも、こういった方々がいるから中立性が保たれていないとかいうお話にはならない。それは議員もそういう御指摘はありませんでしたけれども、そういうふうにはなっていないというように私は思っております。本巢市の教育委員会においては、今の5名の皆様方での確に、適正にしっかりと教育行政を見ていただいているというふうに私は思っております。ただ地域バランスとかいうこと等々をしっかりと検討していただきますし、また教育、文化、学術、そういうものに詳しい方で、教員でなくても、そういうものに詳しい人、そしてそういうものに識見を有する者、そういった方を探ささせていただいて、そういった人も教育委員に任命していくということをあわせて今後も検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今の現時点での本巢市の教育委員会の委員の皆様方の活動というものにつきましても、私は中立性が保たれていないとか、それからどっちかに偏っているというふうなものはないと思っておりますし、そうであってはならないというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今市長も申されましたが、私も先ほどから長々と申しましたが、それは理想的な人選や形を申しただけであります。幾らレイマンコントロールといっても、ゆがんだ形で教育に熱心なモニターペアレントでは困りますし、教育委員は、どんな規模の市町でも数が標準では5人と定めておまして、当然人口規模の大きい自治体と小さいところでは、人材的にその条件も変わってきます。本市のような小さな規模のまちでは適正な人材といっても限りはあるだろうと推察いたしますが、や

はり保護者側から見た目、先ほどから言っておるように、うちの教育委員がどうのこうのという問題は別として、やはり外観的に中立的な形、つまりは教員OBは選ばないというものであってほしいと願って、この質問は終わりたいと思います。

次に、野生動物との自動車事故対策についての質問ですが、今回も前のことから引き続きまして、川村部長が毎回のようにお相手になるようでございますが、私もこの問題につきましては、3年前からあちこち振られてここへ来たわけで、決して追っかけるほど好きでもねたみがあるわけでもないで、御理解を願いたいと思います。

先日、長良川情報局の「矢投げの旅」というこの圏域を紹介して回るローカル番組で、根尾地域が放送されました。私の友達も出演をいたしました。突然来たのですっぴんで映ってしまい、どうしてくれるのと大変真っ赤にして嘆いておりましたが、短い放送時間の中で、猿の大群は出てくるわ、さらに進みますと、今度はイノシシのウリボウは出てくるわで、まるでやらせ番組かと思っただけで、この番組を見ていた人は、根尾というところは一体どんなところだと思われたのではないかと少し心配をしております。

番組だけ見てみますと、ほのぼのとした楽しさがございますが、一方では、これほどまでに近くに野生動物がいると、地域の方は別のことで相当困っております。今回は、この猿とイノシシは少し置いておきまして、鹿との衝突事故被害について触れます。

この問題につきましては、平成21年12月議会で取り上げました。答弁を振り返りますと、所管する岐阜土木事務所に対策を問い合わせたところ、運転手に対する注意看板ぐらいしかないが、これについても高速道路ではよく見かけるが、一般国道では効果が薄いので、今のところ設置を見合わせると言っている。市としては、鹿が飛び出すような危険箇所については県に要望していきたいので、きょうはこれで理解せよということでありました。今からちょうど3年前のことです。以来、どうなっているのか、これといった対策がとられないままの状況が続き、とうとう私が一番心配をしておりました人身にかかわる事故が起こってしまったようであります。

鹿の出没は近年ふえているようですが、ことは一段と多かったように思われます。10月に私がぶつかりそうになったやつは、一瞬トナカイかと思ったぐらいほど、とてつもなく大きい体型をしておりました。私自身は調査や統計をとることはできませんが、目撃情報や鹿の死骸を見聞する機会、衝突事故の話が殊のほか多かったことから推察するわけです。

そこで、まず1つ目でございますが、明らかにふえているであろう現在の実態を行政はどのように把握しているのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、近年の傾向ですとか事故による被害の把握についてお答えさせていただきます。

市内での野生動物との衝突事故と思われる事故発生件数につきまして、北方警察署に問い合わせ

いたしました。野生動物と自動車との衝突事故件数についての資料は作成していないという御回答をいただきました。そこで、市の生活環境課で行っています根尾地域及び本巢地域での車両との衝突が原因と思われる大型動物の死体処理数でございますが、鹿とイノシシを合わせますと、まず平成19年度が12頭、平成20年度が14頭、平成21年度が24頭、平成22年度28頭、23年度は34頭と、ここ数年で大幅に増加してきております。なお、本年10月末現在でございますが、これまでに13頭を処理しているということでございます。

また、林政課におきまして衝突事故により保護した動物、それから通報により現地確認を行ったという動物がございまして、平成23年度は件数ゼロでございましたが、本年11月末現在で4頭、このうち3頭が鹿ということでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今の資料につきましては、死体処理数であるので、持ち帰ったものや死なずに逃げたものも相当あると思いますので、事故数はこんなものではございませんが、年々ふえている傾向ははっきりわかります。ここから縦割り行政の弊害もあわせながらただしてまいりたいと思いますが、ただいま部長から、事故把握をする上で、平成19年からの死体処理件数を報告していただきました。これに気づかれ、調べたことについては評価はしたいと思いますが、3年前の答弁では、相当数の事故が発生していると実感しているが、事故件数は正確には把握していないとしておりました。でも、今度の答弁を聞きますと、19年から23年ですね、そして、今年度も途中まではっきりとした数字が出ています。となりますと、3年前の21年にも違う部局ではこの数字はつかんでいたということになります。一体、行政組織はどうなっているのかと思うのは私だけでしょうか。

ここから質問に入ります。

3年前の質問時は、私は有害鳥獣対策の5項目の中の一つでこの問題を取り上げました。前回の相手は産建部長さんでありましたが、根尾方面だから、根尾支所だとか云々して、結局、交通事故対策だから企画部に回ったという経緯があります。つまり、質問通告時点では二十数件も処理していながら、行政はこの問題に全く関知していなかったということになります。そして、今回通告時に企画部のほうへ行きますと、今度は総務部のほうでやっているのそちらへ行ってくれと振られました。この問題に対して、3年前の企画部対応であったものから現在の総務部へ移った流れについてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

交通安全という担当事務の所管がえの件でございますが、この業務が企画部から総務部へと所管変更となりましたのは、平成22年度の機構改革によるものでございます。今議員おっしゃいますように、当時把握していないと、件数ですね。これは多分事故件数という次元でお答えさせていただいたと思いますが、今私は、あくまでも死体の処理件数ということですので、イコールになるかどうか分かりませんが、そんなような違いはあるかと思えます。ただ、御指摘がありましたようなこういった懸案事項につきましては、所管部局のみでなく、関係部局と連携を密にして取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2項目めへ移ります。

現在の状況が続く、あるいはさらに出没がふえるような事態になれば、今後、自動車の破損やけがでは済まず、とっさにぶつかるのを避け、コンクリート壁に衝突したり、路肩から転落したりなど、人命にかかわるような大事故も想定をされます。早急な対策を求めますが、何かお考えがあるのか、前と同じように仕方がないと考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、野生動物と自動車との事故対策についてお答えさせていただきます。

野生動物と乗用車の衝突事故につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、詳細なデータという事故件数の観点ではございませんが、先ほど申しましたように死体処理件数等、また地元の方々からの情報をいただくようなことから、それとおぼしき件数というのは増加していることは間違いなく考えております。

こうした事故を避けようということで、議員おっしゃいますように、2次災害、こういったものも発生すると致命的な事故につながる可能性もあるというふうに考えておきまして、現在考えられる有効な事故回避対策ということでございますと、ドライバーの方お一人お一人に、動物出沒といったような注意喚起を行いまして、安全運転に心がけていただくこと、こういった意識づけをすることが重要な施策ではないかなというふうに考えております。

こうしたことから市といたしましては、ちょうど先月でございますが、本巢トンネル以北の国道157号、それから関市から本巢市へつながります県道79号の関本巢線の沿線12カ所におきまして、ドライバーに向けて「この先動物飛び出し注意」といった看板を既に設置してまいりました。こうしてまずドライバーへお願いするということと、また野生動物の飛び出しへの注意を促すチラシ、こういったものも作成いたしまして、ちょうど今月の配布物と一緒に、本巢地域と根尾地域、こち

らの各自治会での回覧という形で、これもお願いしているところでございます。

今後の対策といたしましては、こういった注意を促す看板でございますけれども、このほかに、もう一つ「スピード注意」ですとか、こういったものも設置することによりまして、さらにドライバーへの意識づけを促そうということと、交通安全指導員ですとか交通安全対策協議会、そのほか関係機関と連携し、対策に取り組むということも考えております。

また、議員さんがちょっと冒頭に触れられましたが、有害獣駆除、こういったものにも関係部局と連携して実施してまいりたいというふうに考えております。

どちらにいたしましても、こういった交通安全対策というものにつきましては、私ども行政だけの動き、活動ではなく、市民の皆さんにも御理解いただいて、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、注意看板を12カ所に設置したと誇らしげに答えておられましたが、3年前の答弁では、危険な必要箇所については注意看板の設置を県へ要望していきたくておりました。たった12枚の看板を立てるのに3年もかかるのか、理解に苦しみます。この間に、何台の自動車が鹿とぶつかって被害に遭ったのかを考えると、どうしても納得できませんので、3点再質問いたします。

まず1点目、3年前の質問以来、今日まで危険にさらされている市民に対して、行政はこの3年間どのように取り組みをしてきたのか。2点目、看板設置費用についてでございますが、当然県へ要望していた以上、県費であると思われるが、確認をしたいと思います。そして3点目、ドライバーへの注意喚起の看板と、本巢と根尾の自治会へチラシを回覧したということでありましたが、その実施日はいつなのか、正確にお答えください。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

議員おっしゃいますように、平成21年12月議会におきまして、当時の交通安全担当でありました企画部長が、注意喚起のための看板の設置について、必要な箇所については県に要望していきたくてという答弁をしております。そのことを受けまして、これまでに県に要望してまいりました。そして、平成23年、昨年でございますけれども、これは157号と、先ほど言いました関本巢線沿い、3カ所に、ドライバーに対しての動物への注意を促す看板は県のほうでも対策をとらせていただいております。

それから、2点目の費用の件でございますけれども、これは私どもの考えでございますが、先ほ

ど数字も申しましたように非常に多い。それと、たしか10月26日でしたか事故があったと思いますけれども、こういったものも受けまして県のほうへも要望しましたが、先ほど言いましたようになかなか動きもということで、市費でございますが、有効な対策ということで、これについては市費で対応しております。

それから、回覧の配付でございますが、これは先月の28日でございますが、これは私どもの市のほうから、各120の自治会長さん宛てに、広報等と一緒にあわせて送らせていただく中に入れておりました、これはあと自治会長さんのお手元に届いたら、こういった形で回覧されるかそこまでは把握しておりませんが、市のほうからは28日付の配付物として自治会長さんのほうへ出ております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今の答弁を総括いたしますと、県へ要望してきたということで、昨年、たった3カ所の設置で、今年度の12枚は結局市費で設置をしたということであるならば、3年前にさっさと市費で立てておれば、早く効果の検証ができ、次の対策にもつながって、もう少し前進できたのではないのでしょうか。そして、3点目の実施日については、回覧が10月28日、看板設置が11月ということになりますと、このたびの人身事故はたしか10月26日ごろでありました。となりますと、その時点では注意看板はなかったということになり、その後、事が大きくなったのでやっと真剣に対処を考え、慌てて看板を設置したと推察ができてしまいます。その気になれば2週間ぐらいで立てられたことにもなります。

この問題は、鹿に出会う機会のない南部の方々では実感も湧かないかもしれませんが、絶対にそこを通る私は、その時期の夜9時半過ぎからは、必ずと言っていいほど鹿に出会います。看板が立った話も聞きましたので、見に行ってきましたが、残念ながら、そこを何回か通っておりましたが、落石注意の看板と間違えて見過ごしておりました。それほどこの看板は目立ちません。

そして、もはや鹿の出没がこれほどまでになると、看板ぐらいでは対処できないと私は考えます。鹿はどこにでも出てくる動物ではありません。私の経験からいたしますと、場所まで特定できます。本巢トンネル以北で11カ所、いつもこの場所で鹿は出てきます。ここまでわかっておりますので、その場所ごとにピンポイントで何か対策を講じないと、例えば多い時期、時間帯だけ交通安全協会に願って見張るとか、赤色灯で照らすとか、確実にその場所で捕獲するとか、もう一歩前進した抜本的対策を講じないと、本当に大事故となってしまうことを御指摘申し上げます。これ以上被害を拡大させない決意を願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

先ほど今後の対策の中でも御答弁申し上げました。今、例として交通安全協会等のお話も出しましたが、こういった団体との連携、それからもう1つは有害獣の駆除ということでもこれは申し上げました。これは個体数そのものを減らすということも一つの対策かと思えます。

それから、今議員、落石注意の看板と間違えられました動物飛び出し注意ですが、これのほかに、これも先ほど申し上げました、市だけの対応じゃなしに、市民の皆さんにも御理解いただかないといけないということで、例えばスピードの出し過ぎ注意とか、こういったものも今後考えながら対応していきたい。ただ、議員さんがおっしゃる11カ所、出没箇所、私ども把握しておりませんが、ここに対するピンポイント的な対応という、今すぐこれというのは浮かびませんが、関係部局とその辺はまた有害獣対策、こういったものも有効な手段かと思えますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。それにつきましては、スピード感を持ってということでつけ加えさせていただきます。お願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

この問題につきましては、近いうちには言わないで、早急の対策を願います。

次に移ります。

中国との友好交流事業の是非について質問いたします。

2010年9月7日、尖閣諸島の沖合で中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、海上保安庁は漁船の船長を逮捕いたしました。これに中国が猛反発、連日激しいデモが繰り広げられ、日本に対して多くの制裁措置が加えられることになりました。

反日デモが中国全土に広がり、さらに反日運動が激化しております。日本企業の工場、店舗、公共機関、車が破壊活動を受け、大きな騒動に発展しました。日本企業は大打撃を受け、双方の観光客の減少や、さらには文化スポーツ交流への弊害など、子供や学生にまでその影響は大きく広がっております。これは、両国間の経済や文化など全ての面においてマイナスであり、早急に政治的解決がされるよう願うものでありますが、どう見ても両国の主張が平行線をたどっている中、この先、長い時間がかかるであろう問題と考えます。

皆さん御承知のとおり、中国では反日教育が行われております。その結果、政府の管理ができないほどに愛国心が高まっていることがあります。中国では「愛国無罪」という言葉があります。これは、愛国心による行動ならば何をしていても罪に問われないという意味であります。反日デモの中には、格差社会をつくっている中国政府への怒りを含めるものもあり、つまり直接的に政府批判ができないので、反日デモというふうにして政府の批判をしているわけであります。

この一環として、中国政府は、日本に自国の領土を支配されているのに何もしないのかというような主張がなされ、デモが活発化すると、中国政府もこれに答えざるを得なくなり、強硬姿勢をと

らざるを得なくなってしまうということがあるようであります。また、先日見たテレビの特集では、格差社会を生んでいる中で、生活のために反日運動や日本製品のボイコット運動で本を出したり、ステッカーを販売したりして生計を立てている者もあり、ちなみに、この人たちが仕事で使用しているカメラは日本製だそうであります。また、この国では、自動車、新幹線やアニメ、キャラクターに至るまで、どんなものでもまねて商品にしてしまいます。そして、それを指摘されると、独自につくったものだと言い張る。商標登録も我先にと盛んで、この地方の松阪牛や飛騨牛までも、何の関係もないのに、とりあえず登録し自分のものにしてしまうような、我々には全く理解のできない国民性があります。

そこで、まず1項目めでございますが、現在継続して行われている本市の友好交流事業の目的や始まりからの経緯、そして、現在の交流内容の詳細についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

友好交流事業の目的や経緯と現在の交流内容についての御質問ですが、初めに事業の目的につきましても、本巢市と中国山西省の青少年が友好親善交流を図り、豊かな国際感覚を養い、相互理解を深め、郷土の活性化を図るということでございます。

この交流事業は、合併前の糸貫町時代の昭和61年に始まり、平成16年の合併までの18年間に訪中団を22回派遣し、山西省からの訪日団を17回、研修生を10回受け入れしました。本巢市となつてからは、隔年で中・高生を派遣する「若い翼」を4回実施するとともに、山西省からは訪日団を7回、研修生を4回受け入れております。さらに、青少年文化美術作品交流事業として、毎年幼・小・中学生の作品交流を行い、文化祭において展示もいたしております。

このように、山西省との友好交流は、ことして合併前の糸貫町時代を含め27年を迎える歴史ある事業でございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

次に、多額な市民の税金を投入する以上、本巢市や市民に何らかのいい影響を与えることや成果が求められます。この友好交流事業の効果をどのように検証されているのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

事業の効果の検証につきましては、まず1つ目は、この27年間の長きにわたる人的交流で、本巢市民が350人、山西省民270人が訪問することで、幅広い年代にわたっての相互理解が深まり、きずなをつくることができました。

2つ目は、言語や習慣の違う中国での経験を通して、地域の国際化やグローバル化の進展に対応し、広い国際的視野と国際協調の精神を身につけることができる人間として成長することができました。

このような効果により、両国国民の相互理解と次代を担う青少年の育成に貢献することができたと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

相手の中国は、日本を抜きGDPで世界第2位になった大国であります。今説明があったように、二十数年もこの交流事業が続いているなら、例えば本市で生産されるものを大量に買ってくれるとか、中国企業がこの地内に工場を建ててくれるとか、日常継続的な効果が私は必要だと思っております。市費を使用している以上、一部の特定の人だけでなく、本巢市民全体に対し成果が求められなければならないと御指摘し、再質問いたします。

今の効果の説明では、相互理解ときずなづくりに効果があるということですが、まず相手が反日教育を受けている子供、そして受けて育った大人である以上、どうして相互の理解ときずなが築けるのか。そして、仮にこのことが必要だとしても、これは日中間、つまり国と国の大きな問題であり、私どものような小さな本巢市が市費で続ける理由がどこにあるかということが1点。

そしてもう1点は、国際化で広い視野を身につけ、人間的成長ができたという検証でございますが、これにつきましては、将来を担う子供たちが国際的視野を身につけ、成長するということは好ましい姿でございますが、何も中国とどうしてもというふうにはなりません。アメリカや台湾、カナダなど、親日感情の深い安全な国と交流して効果を求めるべきであります。中国でなければならない理由をお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

まず1つ目ですけれども、反日教育を受けているところとの交流についてということだと思えますけれども、この交流につきましては人と人との交流でございまして、政治とかそういうものは一切排除した交流をしております。

それから、2つ目は金額ですね。費用との交流との効果というようなことだと思うんですけれど

も、費用につきましては、これはなかなかお答えをすることは難しいことだと思いますけれども、こういうものについては、やはり費用はかかりますけれども、その効果についての検証ということとはなかなか難しいものがございしますので、はっきりはお答えできません。

3つ目ですけれども、安全でない国について、なぜ今行っておるのかというようなことだと思うんですけれども、もちろん尖閣諸島問題が出てくる前から、ほかの国に比べては多少の危険度はあったんですけれども、もともとが、その次の質問にも入りますけれども、糸貫町時代から長きにわたって続いておった事業ですので、それを継承するという形で、今までありましたきずな、先ほども申し上げましたが、そういうものがここで一瞬のうちに切れてしまうということがないように継続しておるものと考えております。

ちょっと質問に対してお答えが足らなかった部分があったかと思うなら、もう一度お願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

議長に申し上げますが、私にも攻めるシナリオというものがございまして。質問と答弁がかみ合わないとなかなかそれができませんので、気をつけていただきたいと思いますが、私が申し上げたのは、先ほど事務局長は、この効果について、相互理解できずなを深めるということと、それから国際化で広い視野を身につけ、教育に役立つというような効果を言ったかと思いますが、私が申し上げましたのは、相手は反日教育をやっている国なんですね。そこで幾ら交流をやっても、本巢市と先ほど27年で350人行って二百何人来たと、それだけやっても、そういう教育を受けたところで、こんな小さなところでやる問題じゃないと。日中のこれというのは、やっぱり国と国がもっと大きなものでやるものであって、何でこんな私どもの小さな本巢市がそこまでやる必要があるのかということと、それから、なるほど青少年の育成、国際化、そういった教育を身につけることについては効果があるわけですが、それにつきましては、中国でなくてはならない理由はどこにあるかということなんですね。もっと親日感情が強いほかの国であるべきで、安全な国とやるべきであると私は思うんですが、そのことを聞きたかったんですが、なかなか難しいようですので結構ですが、何かあったらどうですか。

議長（後藤壽太郎君）

はい。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

1つ目ですけれども、先ほど申し上げましたけど、国と国とか、そういう交流でなくて、たまたま山西省というところですけども、人と人との交流を基本としております。そういうことですので、御理解をいただきたいと思います。

2つ目ですけれども、中国ということですね。ほかにもそれはたくさんありますので、別に中国

でなければいけないという理由はないんですけれども、たまたま糸貫が中国ともう既に交流をしておりましたので、それを継承しておるということです。ほかのところの市町にはそういうものがなかったんですけれども、根尾がたまたまカナダと交流をしておったそうですけれども、それが具体化されておりませんでしたので、今でもそれが具体化されて交流ということになれば、教育委員会のほうではそれにも携わっていきたいと考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

答弁は結構ですが、私の考えを申し上げますが、今人と人との交流だと。それで、日中間の相互理解を深めてきずなを深めるというようなことでありましたが、ちょっと本巢市の教育の良識のある人としては、ちょっと僕にとっては残念な意見だと思いました。

その国の教育というものは、この国が正しいと思う前提の中で教育されているわけです。中国もそうですし、我々日本もそうです。向こうは反日教育をやっている国なんですね。そこと幾ら相互理解を求めるために交流をやったところが、他国からのそうではないよと、過去を清算して一緒に仲よくなりましょうというふうに言っても、そういう教育を受けているわけですから、他国の我々が言ってもそんなことはなかなか理解できませんし、逆に我々も日本政府から教育機関を通じて小さいころからずっと教育されているんですね。これは私ども日本の政府が言っておることが間違いないという前提の中で正しい教育だと思って受けてきて現在があるわけですが、逆のことを申しますと、それを他国から否定されるということは、これは教育自体そのものがおかしくなってしまうので、ちょっとどうかと思います。

次に行きます。3 項目め。

初めに申し上げましたように、尖閣諸島問題でさらにエスカレートする反日運動で、ますます悪化をたどる日中関係でございます。世界の常識から著しく逸脱したこの国の国民性、そして何よりも、この反日教育を続け、強い反日感情があるこの国との危険な友好交流事業をこれからも継続していくのか、市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

中国との友好交流事業の今後のお話でございます。

現在、日本と中国の関係は、先ほど黒田議員から冒頭からずうっとお話しされておりますように、今日本と中国の関係というのは、国交正常化以降最悪の状況となっております。この影響を受けまして、今年度、山西省から私ども本巢市のほうに訪日計画もありましたが、現在それもストップしている状況でございます。

合併前の糸貫町当時から民間交流ということで25年以上、先ほどから事務局長がずっとお答えしておりますように27年となりますけれども、25年以上ずっと続けてきた事業ではございましたけれども、今回のこうした国家間のトラブルということで、25年、人と人との交流、そして国際理解、きずなづくりとっているいろいろ大義名分でお答えも申し上げましたけれども、こうしたものが一瞬にして台なしになるという事態を直面しております私どもといたしましては、大変困惑していると同時に、改めて国家制度と価値観の違いというのを実感いたしておるところでございます。

こうした中、11月に山西省側のほうから、今回訪日が諸般の事情でできないというお話が入っております。諸般の事情というのは、まさしく先ほどお答えしていることだと思っておりますけれども、そういったことで訪日はできないけれども、引き続き友好交流を継続していきたいですと。そしてまた、来年の8月から9月のしかるべき時期に今回中止したものをぜひ派遣したいというような連絡が参っております。そういったことから、私といたしましては、今のようないろんな事情がございますけれども、縁あって、こうやって25年以上、隣の国と人と人の交流をしてきておるということも考えました。それと、こうした国家間のトラブルのときこそ、まさしく民間で人と人との交流を深めることによってお互いの理解を深め合うということが大事なときではないかと思っております。本巢市だけではなくて、国内のいろいろな県、市町等々が中国との関係のときも、私が今申し上げたことを皆さんも申し上げておりますけれども、これもお隣の国ということで、これからのどんなことがあってもよそに行くわけにいかない、やはり隣の国とはこれからも、国家体制、いろいろ価値観の違いがあっても、お互いに相互理解を深めながらトラブルが起こらないように、そして友好を深めていくというのが、我々日本がこれからも長く生きていくためにも大変必要なことだろうというふうに思っております。

そういった考えを持っておりまして、中国山西省側のほうからも、今回のことはいろいろと問題があるけれども、引き続きまたやっていきたいのというお話でございますので、この山西省側の申し入れが本物かどうか、そしてそれが具体的にまた来年そういう形で実を結ぶのかどうかというのを、しっかり向こうの行動を注視しながら、本巢市としての今後の対応ということを考えていきたい。私どもは、さいは向こうに投げられておりますので、向こう側のほうからどういうお話、言葉だけではなくて、実際の具体的な行動で示してもらおうということが必要。それを踏まえて今後の計画をやっていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

あと2分です。

3番（黒田芳弘君）

この問題につきましては、私の考えと行政の考えは少し違うようでありまして、改めて私の考えは間違っていて、行政の考えが正しいのかということは市民の方に判断していただきたいと思います。

次に移ります。

今後の施政方針についてでございますが、約束を守れない民主党政権で色あせ、国民の信頼を失ってしまったマニフェストであります。各政党はこのマニフェストに思い思いの考えや政策をきちんと並べ、選挙を戦っております。残念ながら、私の個人的な考えと全て一致するマニフェストは一つもございませんが、選挙の結果、どの政党が勝利し、どこがどんな形で政権を担うかで国の政策、向かう方向は大きく異なり、またそれにより我々の地方行政も大きく左右される心配をあわせ持っております。

そこで、まず1項目めでございますが、今回の衆議院総選挙の争点となっている脱原発、消費増税、TPP、社会保障と税の一体改革、経済対策について、市長の見解を求めたいと思います。この質問につきましては、決して市長の考えを否定したり、私の考えを押しつけることはございません。再質問はしないことをお約束いたしますので、どうぞ自由に率直な考えをお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今回の衆議院の選挙の争点になっておりますそれぞれの問題について市長の見解をということでございますので、お答え申し上げたいと思います。

私が一方向的にしゃべって、あとは質問しないというようなお話でございます。これは、また逆に私のこういう思いですよということですので、それについて言われても、そうですよとしか言いようがありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは脱原発のお話でございますけれども、「脱原発」というような言葉が本当に新聞紙上、紙面を飾らない日がないほど毎日のように出ておりますし、また議論もされております。しかし、なかなかこれといった方向性があるようには思えません。しかし、私なりの考え方を申しますと、今回の福島の原子力発電所の事故というのは、原子力発電の安全神話というのを根底から覆す事故であって、安全には絶対はないということを我々に教えていただいたところでございます。

私はかねてより、アメリカとかロシアとかいろいろございましたけれども、海外の原発事故の報道等から、この原発というのは大変危険なものだというふうに思っておりました。今回、日本の原発事故を目の当たりにいたしまして、改めて原発は危険なものであるというふうに再認識をしているところでございます。

しかしながら、現実的には我々の日常生活に欠かせない安定的なエネルギーの一つとして世界中に多くの原発がありまして、稼働もいたしております。このように危険なものではありますが、我々の生活に貢献しているというのも事実でございます。原発にかわる安定的な代替エネルギーの確保がなされないまま、危険だから即停止・廃止するということは、電力料金の値上げとか、廃炉によるコスト増、また電力不足というのを誘発して、国民生活や経済に重大な影響を与えるおそれがあるということで、私としては、今すぐなくすということはなかなか難しいのではないだろうかというふうに思っております。

このため、まず福島第一原子力発電所事故をきちんと検証した後、今後のエネルギーをどうするのかと。原発を廃炉するのか、再稼働するのか、また費用負担をどうするのかというのを、やっぱりしっかりと国がその道筋を国民に示して、そして説明していただかなければならないというふうに思っております。私自身の個人的な感覚は、将来的には原発に頼らないエネルギー政策が望ましいというふうに思っております。

次に、消費増税とか社会保障と税の一体改革、そして経済対策につきましては、それぞれ関連がございますのでまとめてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、我が国は世界に例を見ない超少子・高齢化社会の現在真ただ中にございます。今後もますます進行していくということが予想されております。こうした我が国の社会経済情勢を考えますと、現行のサービス水準を維持していくためには、社会保障と税の一体改革、また消費増税というのは避けて通れない、また時間の余裕のない緊急に取り組まなければならない課題であるというふうに思っております。

今、まさに衆議院議員選挙が行われており、どの政党が政権を担うかわかりませんが、どの政権になっても、私は現在のサービスの水準を維持していくと、今のままやっていくんだということであれば、どこの政党が政権をとってもこの状況は変わらない。やはり国民共通の課題で、早急に結論を出して実行していかなければならない課題であるというふうに思っております。これは、一どこかの政党でどうのこうのというんじゃなしに、これはまさしく現行の日本の仕組みをどうするのかと、そして今現在よりサービスを落とさずにはずうっとやっていくには何が必要かと。当然、この税の一体改革、消費増税というのは議論していかなければ、避けて通れない課題だというふうに思っております。

また、こうした消費増税とか社会保障改革というものに大きく関連してまいりますけれども、我が国の現状を考えますと、今まさに経済対策というのが早急に取り組んでいかなければならない重要な課題であるというふうに思っております。

この前は失われた10年と言われておりました、今は失われた20年と言われております。我が国の経済と円高等により、産業の複合化がどんどんと進んでおります。国内からどんどん働く場がなくなっております。景気対策、雇用対策というのは、本当に新しい政権ではしっかりと本腰を入れて取り組んでいただきたい。まさに失われた20年とあって、本当に国民に夢と希望もだんだんなくなっているこんな現状を踏まえ、ぜひ国民に夢と希望を与えていただくような、そういった経済対策をしっかりと取り組んでいただいて、またこれからも我が日本が永遠に光り輝き続ける、そんな国家にぜひしていただきたいというふうに思っております。

次に、TPPの問題でございますけれども、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）というのは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化でございます。国では内閣府、経済産業省、農林水産省それぞれが試算を行っております。内閣府では、TPPに参加するとGDPが2兆4,000億ないし3兆2,000億円増加すると言っておりますし、また経済産業省では、TPPに参加しないと2020年までにGDPが10兆5,000億円減少するという予想をいたしております。一方、農林水産省の試算では、国内農業生産の減少は約4兆1,000億円、食料自給率は40%から14%に低下するというよ

うなことで、我が国の農林水産業を危機的な状況に導く危険な選択であるというふうに言われております。

この農水省の問題を含めて、内閣府、経済産業省等々でやっておりますけれども、市ではこういった独自の試算はいたしておりませんけれども、本巣市のように農業が基幹産業の一つであるという地域への影響は大きいというふうに考えておりまして、これから国等々がもし参加するとなったときに、いろいろと対応を考えておりますけれども、我々としても、そういう事態になれば支援措置なども必要になってくるんじゃないだろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この問題につきましても、内閣府、経済産業省、農水省が、それぞれ自分の所管のところで、いろいろ自分がこうやったらどうだというばらばらの意見が飛び交っているのが現状でございます。逆に言えば、なかなか国として一本化する、調整することは難しいということでもあろうかと。その裏返しであるというふうに思っております、この参加する、参加しない、それぞれ議論を言っていますのは、メリット・デメリットがそれぞれございます。しっかりと議論をしていただいて、国民にとって誤りのないように、最大のメリットとなるように、そういった結論をぜひ出して取り組んでいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私の考えと近いことに安心いたしました。このマニフェストの争点と絡めて来年度の予算編成についてお尋ねをいたしますが、これらの争点は国政選挙のマニフェストではございますが、今の困難を乗り越え、日本再興をなすには、地方行政もできるところは積極的にかわり、それこそ国民総がかりで本気で取り組まなければ、また同じことを繰り返すことになってしまいます。

この5つの中でも、脱原発や経済対策については、地方行政の本気次第で成果を上げることもできます。来年度予算編成についての留意点や重点施策など、トップとしての方針をお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、新年度の予算編成について、どういう取り組みをするかというお話でございます。

今、国の状況、県の状況は不確定な状況でもございますので、こういった国・県の状況も踏まえながら本巣市としてどう取り組んでいくかというのが、今ちょっとはっきりとはお答えできない部分もあるかと思っておりますけれども、基本的な考え方を少しお答え申し上げたいと思っております。

現在、国の財政というのは、危機的な状況でございます。また、県や市町村も同様に景気低迷によって税収の低下というようなことで、財政環境の先行き見通すことは難しい状況になっております。

さらに本巢市は、地方交付税が平成31年度には、ことしの平成24年度に比べますと約18億円減少する見込みとなっております、今後とも厳しい財政環境というのが予想されております。

このために、私どもは将来にわたって財政の健全性を維持していくために、今から、いつもいつも申し上げておりますように、5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくということが必要だということで、そういう分野に取り組んでおるところでもございます。

こうした中で、新年度の予算編成は、これまで実施してまいりました改善の取り組みを加速させ、成果とコストの適正化を図り、市の事業に対しまして、市民により満足してもらえるように事務事業評価の結果を反映させると同時に、職員一人一人が市の厳しい財政状況を改めて認識して、行政運営の大原則であります、いつも言っておりますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるべく、職員が英知を出して、汗をかいて、そして予算編成をしっかりとやっていただく、そんな予算編成にしてくださいというお願いをしております。

具体的には、新年度も徹底して経常経費の削減というのを図っていききたい。それと、先ほども冒頭で申し上げましたように、国・県の予算の動向等々がわかっておりませんので、国・県のそういった予算動向も注視しながら、新年度におきましては、私の今回の2期目をやるというときに、市民の皆さん方にもお約束をさせていただいております「安全・安心なまち」「利便性の高い快適なまち」とか「産業育成による元気なまち」、こういうものの実現を目指すために、そういった事業を積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

こうした事業をやることによって、あわせて先ほどの答弁のところでもお答え申し上げましたように、今現在、我が国の最大の課題、私ども地方にも最大の影響があるというもの、いわゆる経済対策でございます。景気の回復と雇用の拡大、こういったものも国・県の対策と一緒になって経済対策を進めていきたい。こういう事業をやることによって、あわせて経済対策にもなるような、そういうような予算編成に新年度は取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私ども本巢市の財政の力は百四、五十億という小さなものではございますけれども、地域の皆さん方に少しでも喜んでいただける、そして国・県と一体になって我が国の経済の下支えを少しでも、コンマ以下の取り組みかもわかりませんが、気持ちは目いっぱい経済の活性化というものに真剣に、そしてまた真摯に、そして重大な決意を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

時間が来たので終わりますが、本市も間もなく合併10周年を迎えます。やはり本来の合併の意義、そして効果を求めることをお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。1時15分再開といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時15分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

4番（船渡洋子君）

議長のお許しを得ましたので、大きい2点質問をさせていただきます。

今回、消費税の関係で、子ども・子育て関連三法が成立をいたしました。そのことについてお尋ねをいたします。

社会保障・税一体改革で成立した子育て関連新法の施行に向け、国や地方自治体が動き始めました。新制度では、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付事業を実施します。幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは、1つ、認定こども園制度の拡充、2点目、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付及び小規模保育等地域型保育の創設、3点目が地域の子ども・子育て支援の充実の3つです。この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度ですが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることになっています。本市といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで、1番目の地方版子ども・子育て会議の設置について御質問させていただきます。

国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者と、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人たちが想定をされております。子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において、地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しております。子育て会議のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず、地方においても極めて重要であります。本市においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるように、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て関連三法につきましては、8月10日に成立いたしましたして、同月の22日に公布されました。それに伴いまして、先月、県の子ども・子育て関連三法説明会におきまして、国の担当者より、子ども・子育て関連法本格施行までの現時点での想定イメージの説明がございました。この想定イメージによりますと、平成25年度から国において子ども・子育て会議が設置される予定となっており、本市におきまして、地方版子ども・子育て会議を設置する予定をしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

本市においても子育て会議を設置するという御回答でしたので、そのための経費等も今回予算で計上をしていただきたいというふうに思います。

続きまして2番目ですが、子ども・子育て支援事業計画を策定するため準備組織の設置が必要ではないかということで御質問をさせていただきます。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないことになっています。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年半ばまでに策定するためには、この25年度の予算で計上していただいて、しっかりとそうしたニーズの調査等を行うことが必要ではないかと思いますが、その点、またそういった準備組織の設置ということで、新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、新たな制度への円滑な移行を目指し、本市においても速やかに準備組織を立ち上げ、対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、さきの県説明会におきまして、平成27年度施行を想定した現時点での想定イメージにて、平成25年度内に会議等において検討することと示されております。国の実施体制につきましても、内閣府内に子ども・子育て支援新制度施行準備室が設置されておりますので、本市といたしましても、国の動向、また提供されます情報などに注視しつつ、事務量等を勘案した上で検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

今、国の動向を見ながらということでお話がありました。新制度を一元的に管轄できる体制を整備することが必要ということで、準備組織が本格施行のときに、その役割を担うようにしておくということが理想的だと考えますので、そのような準備をお願いしたいと思います。

これは消費税が8%にアップして、また10%になってということですが、そこまでにしっかりと本市における方向性といいますか、このようなふうにしていきたいということ、しっかりと計画を組んでいくということがまず最初にやらなきゃいけないということですので、その点、取り組みのほうをお願いしたいというふうに思います。

3番目ですが、本巢保育園と糸貫西幼稚園が今回新しく改築といいますか、建設になりますが、施設が新しくなると同時に、例えば子供さんがたくさん登園できるようになるとか、いろいろ新旧対照表じゃないですけど、体制に変わりがあるというふうに思います。その点、新しくなったらこう変わりますというようなことを説明していただけたらありがたいと思います。お願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、改築工事中の本巢保育園及び糸貫西幼稚園では、園舎の保育室等に広い面積でゆとりのある安心・安全な保育ができるようにしてあります。また、昨今の社会情勢等による共稼ぎ夫婦の増加によりまして、未満児保育のニーズがふえていることや、また子育て家庭の支援活動を必要とされる方がふえているのが状況でございます。そこで本巢保育園では、未満児室が従来35名のところを50名の定員といたしまして、糸貫西幼稚園では29名のところを45名と増大をいたしまして、附帯設備の整備にも努め、未満児保育室の充実が図られております。

また、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、また子育てサークルへの支援並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的といたしまして、子育て支援センターの充実を図りました。その内容といたしましては、本巢保育園では、従来37平米のところを194平米に拡大いたしまして、糸貫西幼稚園では、今まで未設置で糸貫東幼稚園の98平米の部屋を利用しておりましたが、今回212平米の施設整備を行いました。そして、さらには市全体の幼保一体化を図っていくことを前提といたしました施設になっておることとでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

今回この子ども・子育て関連三法というのは、内閣府から市町村へという、今までの幼稚園と保育園の管轄が違っているのが内閣府一括でというふうになると聞いております。また、小規模の保育といいますが、そういうところも支援がされるということ、また保育ママという家庭で見に行くという、そういうところにも支援ができ、また企業で、会社とかなんかに保育園をつくった場合にも大きく支援をしていくというような内容が含まれているというふうに聞いております。そういったこともあわせまして、今後本巢市として、先ほど地域によって違いますね、本巢地域というのは幼稚園がありません。糸貫は幼稚園ということで、保育園と幼稚園の一体という形、また真正地域では、保育園と幼稚園がしっかり分かれているという、そういったところの検討といいますが、そういったこともこの子ども・子育て関連三法の中でしっかりと検討をされていかれるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再質問の答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございます。

先ほどの回答の中で最後に申しましたように、今工事等をやっております園につきまして、それも含めまして幼保一体化、今言われましたような市内を統一した内容の園にしていくというのが一番の目的としております。それに今の三法のお話もその中に含めまして今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。これからのことでありますので、しっかりと皆様の期待に応えられるような内容にしていただきたいということを要望いたしまして、次の質問へと進めさせていただきます。

2点目でございます。

命の大切さを考える機会を持つ心肺蘇生の授業を中学生に取り入れてはということでお尋ねをいたします。

中学生から家族へ、地域へ命の輪を広げていこうと、関市では全国初の試みが始まって4年目、3,000名以上が学び、広がっています。平成20年度より中学校1年生を対象に、命の尊厳について

考える機会を持たせようと、心肺蘇生の授業を行っています。取り組み始めて現在まで3,000名以上の中学1年生が心肺蘇生とAEDの使用法を学び、さらに生徒たちは、この授業の後、使用したキットを持ち帰り、自分の身近な人に伝えることを課題として与えられています。

この授業は、応急手当での必要性や知識の習得はもちろんですが、同時に家族と向き合うよい機会にもなっています。現代の生徒たちに命のとうとさや人間関係の大切さが、これからの人生の中でいかに重要かを言葉で伝えるのはなかなか難しいものです。そんな中、なぜ心肺蘇生やAEDの授業を受けることが必要なのか、なぜこのことを身近な人に伝えるのかを生徒たちと一緒に考える有意義な時間となります。中学1年生という節目の年に行うことも有効なようです。本市でもぜひ取り組んでみてはどうでしょうか。教育長のほうに質問をさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまいただきました命の大切さを考える機会について、このことについてでございますけれども、本巢市の学校におきましては、道徳や教科の授業のほかに、動植物の世話とか、それから通学路の安全マップの指導、こういうものを通して、命を尊重する教育や、事故から身を守る教育を進めているところでございます。

ただいま議員からお話ございました心肺蘇生法についてでございますが、学習指導要領に基づきまして、本巢市の場合、中学校2年生の保健体育で勉強をしているところでございますけれども、御紹介をいただきましたキットですが、この導入につきましては、お話をお伺いしまして、この学習を深めていくためにも、そして命の守り方を体験を通して学ぶ、こういう点からも有効である、そういうふうにつけさせていただいたところでございます。そのため、本巢市におきましても、心肺蘇生とAEDの使い方を学ぶキットの導入を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、また保健の授業で使いまして充実を図るとともに、家庭に持ち帰って家族と一緒に命の大切さを考える機会が持てるようにしてまいりたいと思っておりますので、今後、導入を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

関で4年前から取り組まれたということで、今紹介をさせていただいたんですが、そもそも関のほうでは、市が防災施策の一環として、この中学生に勉強といいますが、その使い方を教えていこうというのがそもそも発端だったようです。しかし、自分が覚えて、そしておうちへ帰って家族に話をするという、その広がり、また毎年毎年やっていく。私たちでもそうですけれども、この中

学生とかこんなころに覚えたことというのは、今の年になってもなかなか忘れないという大事なことだと思います。そういう意味で、とてもいいことだなあと考えて紹介をさせていただき、そして、私でもこういったことが行われたらいいなと思って質問させていただきました。隣の瑞穂も北方もこれを取り入れて、この4月から予算を組んでやるという話も伺っています。ぜひともこういったことが学校の教育の中で、本当に命の大切さをみんなが学んでいけるような、また何かあったときには本当にAEDを使って心肺蘇生ができるような、そんなふうになっていきますことを心から願って、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして、7番 高橋勝美君の発言を許します。

7番（高橋勝美君）

議長のお許しを得まして、質問させていただきます。

私は昨年の6月議会から一度も質問させてもらってなくて、たまたま立場上できなかったということがございますから、きょうは久しぶりの質問でございますので、前向きな御回答をいただきまして、お返事をいただきたいと、かように思いまして、質問させていただきます。

今、衆議院議員の選挙が真っ最中でございますが、各党とも公約には原子力発電の問題が取り沙汰されています。今後は再生可能エネルギーを考えなければいけないと思われております。特に、9月14日ですが、2030年には原発稼働ゼロにと決定をしたということで、政府のほうで革新的エネルギー・環境戦略会議というのが持たれまして、原発をゼロにするということが政府の取り組みがされております。これからは、原発を期待することができない、発電に力を入れてもらうことができない、再生可能エネルギーだけに拡大されるのではないかと考えております。ところが、プルトニウムの最終処分場の大きな問題がございます。これは先送りしてはならないと戦略会議の中にも出ておりますが、エネルギーは社会的国民一人一人の参加があって実現できるものということがうたわれております。

というようなことで私の質問をさせてもらいますが、この8月に中部電力の浜岡原子力発電所へ視察に行かせていただきました。そこで感じたのが、今発電はとまっているのに、2,000億ぐらいのお金をかけて津波の防波堤をつくっておるとか、また監視員さんが常時監視をされているというようなことで、それにはプルトニウムの処分ができるところがないというようなことで、処分場ができるまで、発電はしていないが、防波堤をつくったり、いろいろ監視をしていなきゃいかんということで、中電さんも大変経営にも難しい状態になっていくんだというお話を承っております。

それで、先般も新聞に出ておりましたが、東京電力は、この5月に8.46%の値上げをされ、また九州電力は8.5%、関西電力では12%も値上げを調整したりということで報道されております。それで、この中へまた中部電力さんもいずれ値上げをされてくるということになりますと、私が先ほど提案しております太陽光発電システムと、また小水力発電についての問題が大きく市民の皆さん方も協力をされてやっていかなきゃいかんのじゃないかと、かように思っております。

そこで、通告してあります太陽光発電システムの設置整備事業補助金として、申請がどのような

状況で出ているかということと、交付の状況を市民環境部長にちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、住宅用太陽光発電システムの設置整備事業補助金の申請状況と交付状況についてお答えさせていただきます。

補助金の申請状況と交付状況につきまして、平成23年度の申請及び交付件数は50件で、交付金額としましては645万6,000円でございます。また、平成24年度の申請及び交付件数は、11月1日現在で74件で976万4,000円を交付し、予算額のほぼ全額を執行している状況でございます。

現在、申請の問い合わせをいただいている方が30件ほどございます。また、前年度の交付実績額も踏まえまして、12月議会で補正額980万円の増額をお願いしているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、部長からいろいろお話を聞きましたが、住宅用太陽光発電システムの設置整備補助事業においては、昨年の6月に私が本会議で予算をお願いしますということでお願いしたところ、9月の補正予算で計上していただきまして、大変ありがとうございました。それで、50件の方が昨年はやられたということでございまして、また今年も新しく予算を組んでいただきまして、大変ありがとうございました。

ところが、私が6月の時点でお聞きしたときには50件ぐらいだというお話を聞いておったわけですね。それで、10月にもうはや74件の方が申し込みをされたということは、市民の方も太陽光発電等に御理解を願って今後の電気の問題を考えていかないかと、エネルギー問題を考えないかというようなことで多く申し込みがあったのではないかと思います。

それで、私のところへ、もう補助金がなくなるでもらえんのかなあというお話がありましたので、ちょっと部長のほうにお問い合わせしてあったと思いますけれども、というようなことで、もうちょっと早くわかっておれば、30件ばかりの方が待ってもらっておるというような状態にあるかと思いますので、今議会でこの補助金が通らないと大変なことになると思いますけれども、それを通して、その間に申し込んでおられる方はちょっとおくれて支払いをせないかんとということになるとは思います。その辺もありましたので、できましたら9月議会でひとつその辺のところを提案していただくとありがたいなあと思っておるわけでございますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの再質問に対する答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに9月で上げればよかったですけれども、ちょうど申請件数が8月と9月にかけて32件ほどございましたので、それでどうしても9月議会までの件数が見込めなかったために、今回12月補正で対応させてもらった格好でございます。

また、市の補助金の交付申請状況ですけれども、国の採択事業の補助金交付決定の通知を受けて6カ月以内に申請することになっておりますので、それを踏まえまして、どうしても12月いっぱい、6カ月を超える方に関しては流用等で対応も考えて進めておると、そんなような状況ですので、よろしくをお願いします。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

ありがとうございました。これからもそういうところはなるべく早目に先手を打ってもらって、補助金が切れてしまわぬうちに出してもらえるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の質問に行きたいと思います。

ある私の近くの住宅に4.89キロの太陽光発電システムを入れておられる方があります。それで、設置の発電量として、昨年4月15日から本年4月5日までの間、11カ月で5,120キロワットアワーの推定発電量のところ、積算発電量が5,651キロワットアワーということで、平均の発電量が513.7キロということが出ておりました。それで、岐阜市の場合は472キロワットが標準の発電量でございます。それと、南部の平たん地は108.8%、8.8%岐阜市よりも発電量が多いというデータが出ております。その5,651キロワットの推定発電量と比較して8.8%ふえておるわけでございますが、順調にその辺のところを稼働しながら、岐阜市よりも多い発電量を起こしておる。日照時間が多かったからということもあるかもわかりませんが、たまたま設置場所がよかったかもわかりません。

それで地球環境貢献度が、5,651キロワットアワー発電に対して削減できる化石燃料が、石油消費削減量としまして1,283リットルで、18リットル缶に71本の化石燃料が消費しておったと。それだけ要らなくなっておったということデータをデータで出ておると。また、二酸化炭素排出量の削減が1,777キロで、CO₂の削減が杉の木127本分の植樹と同じ効果が出ておったというデータが住宅のほうへ出られて私のほうへ持ってこられました。というようなことで、2番目の質問の本巢中学校、土貴野小学校、真桑小学校に設置してあります太陽光発電システムの発電量は、推定発電量と積算発電量、それから推定発電量比の観測結果はということで、また地球環境への貢献度として、発電量を石油の化石燃料に換算した場合の削減量及び二酸化炭素排出削減量というのはどのぐらいあるんですかということ、教育事務局長にひとつお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひしま

す。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、市内の小・中学校に設置してあります太陽光発電システムについてお答えをいたします。

初めに本巣中学校ですが、本巣中学校には平成17年2月に10キロワットの太陽光発電を設置し、年間の推定発電量1万1,320キロワットアワーに対し、積算発電量1万1,120キロワットアワーで、推定発電量比98.23%となっております。

次に土貴野小学校につきましては、平成22年3月に10キロワットの太陽光発電を設置し、年間の推定発電量1万1,320キロワットアワーに対し、積算発電量1万1,335キロワットアワーで、推定発電量比は100.13%となっております。

最後に真桑小学校でございますが、平成24年3月に10キロワットの太陽光発電を設置したばかりでありますので、まだ実際の積算発電量は出ておりませんが、おおむね推定発電量1万1,320キロワットアワーとなる見込みでございます。

次に、化石燃料に換算した場合の削減量については、石油に換算しますと、本巣中学校が2,705リットル、土貴野小学校が2,757リットル、真桑小学校が2,754リットルであり、二酸化炭素排出削減量につきましては、本巣中学校が5,271キログラムで、杉の木に換算しますと376本分、土貴野小学校が5,373キログラムで杉の木384本分、真桑小学校が5,366キログラムで杉の木383本分、これだけ地球環境へ貢献していることとなります。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

この数字を見せてもらいますと、大変多くの杉の木だとか化石燃料が要らなくなっておるといようなことがわかってきたわけですが、そこで教育長さんにちょっと、前、9月議会でも議員さんから質問があるかと思いますが、学校の教育指導にもこういう問題を具体的に話をやってもらって、この前もある新聞に載っていましたが、長野県の須坂市というところなんです、相森中学校というところでございますが、これは全国で初めてですが、官民連携して売電をしておると、太陽光を。それで、そういうふう大きくテーマに書いてあったのが、発電中学校は宝の山だといようなことをうたっておりまして、そこの教育長さんがおっしゃっているのは、学校は公共のために存在するエネルギーに対する子供たちの意識が高まることを期待しているところだということで、こういう報告等も書いてありますもんですから、これからも市内の小・中学校に小水力だけじゃなし

に、このようなエネルギーにおいても指導をしていただくようお願いしたいと思いますが、今後
どういうお考えでございましょうか。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再質問の答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

今、エネルギーの意識を高めるためにということでお話をいただいたわけですが、市
内の学校で太陽光発電しておりますところにつきましては、太陽光発電によります石油の削減量、
そして、その際に排出されます二酸化炭素の削減量につきましてどれぐらいの量になるのか、子供
たちに具体的に示すことによって太陽光発電の効果を実感させる指導に努めてきているところでご
ざいます。今後につきましても、太陽光を初めとします再生可能エネルギーの有効利用の仕方とか
環境の保全のあり方、そして持続可能な社会の実現に向けた指導の充実に具体的な数字を用いて努
めてまいりたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7 番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

やっぱりこれからは、そういう子供たちから節電問題ですけれども、そういうエネルギー等も御
指導していただくとありがたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

では、続きまして市長さんにお尋ねしたいんですが、今、屋井の工業団地等でも貯水池に太陽光
発電が計画されているということをお先般報告いただきましたが、また本巢市内の外山地区にも民
間の企業がメガソーラーを計画しているということも伺いました。これが市の公共建物に対して、
屋根を太陽光発電用に貸し出ししたらどうかということをお願ひしますが、いかがでございませ
うか。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、太陽光発電の屋根の貸し出しにつきましてお答え申し上げたいと思います。

今回、東日本大震災の影響を受けまして、夏季・冬季における電力不足というのが懸念をされて
おりまして、今ちまたでは再生可能エネルギーの導入というのが大変高まっております。先ほども
原発の問題の脱原発の話のときもお話し申し上げましたけれども、やはりエネルギーの見直しとい
うのは、大変今大きな社会的な課題になってきております。

そういった中で、太陽光発電というのは、電力使用量がピークとなります昼間に発電されるとい

うことから、夏の間のピークカット対策というところで期待もされているところでもございます。

こうした中、先ほど議員もずうっとお話が出ておりますけれども、本年4月から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度というのが始まりました。42円という高い金額で、今固定価格買い取り制度というのがスタートいたしております。これを受けまして、一部の自治体では、既に資産の有効活用と、それから太陽光発電の導入を目的に、発電事業者へ公共施設の屋根を貸し出す事業を行ってきておるところでもございます。岐阜県におきましても、10月から発電事業者の公募を行っておりまして、屋根の貸し出しにつきましては、設置面積が400平米以上の面積を確保できる建築年の比較的新しい施設を対象に公募をされております。

こういった状況の中で、本巣市ではどうだというお話でございますが、本巣市の公共施設の導入につきましても、県、それから他の一部自治体がやっているように、前向きに進めていきたいというふうに思っております。

ただ、その場合に課題になりますのが、発電設備の重量に耐えられる屋根でなければいけないということで、いわゆる屋根の耐久性、そういうものも確認をしていかなければなりませんし、また売電の期間が今は約20年ということになっておりまして、20年という期間をお使いいただくということになってくると、その間に屋根の補修とか施設の補修等々に大変な支障が出るというような可能性もございます。

そういったことから、県もやっておりますように、建築経過年数の少ない比較的新しい施設を選定する必要があるんじゃないかというふうに考えておりまして、20年間貸しても、屋根等々の補修等に、施設の補修等々かわらなくてもいい、そういう条件に合った施設を対象に進めていきたいなというふうに思っております。と同時に、またそれぞれ既存の学校施設等も含めて補修計画等々が出ております。そういったときに補修をすることによって、また20年、30年もつという建物であれば、そういった補修にあわせて導入というのも考えていきたい。既存のものでできるもの、そしてまた補修のときに可能なものというのも含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

と同時に、先ほど御質問ございましたように、土地につきましても、屋井の工業団地の貯水池の話もございましたけれども、ああいうように市有地のところで支障のない範囲で、そしてまた施設で活用できなくて、こういうものを使うことによって有効活用ができる土地というのがあれば、そういったものにつきましても太陽光の発電等々に貸し出しを前向きに進めていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

前向きな御答弁をいただきまして、前向きに考えていただければありがたいかなと思います。

特に、先ほども教育委員会のほうからも御報告がありましたように、土貴野小学校なんかは日照

時間もいいのか、発電量も推定より多くなっていますから、この辺の南部地域は、発電量もそれだけ時間が長くできるということでございますもんですから、その辺のところも考えていただいて、遊休農地というか、活用していない土地なんかもそういう発電施設が入れば、考えていただければありがたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

続きまして、4番目の淡墨公園内の小水力発電について、企画部長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、機械の設置事業の進捗状況はどんなようになっていますか。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、御質問にお答えいたします。

小水力発電施設設置事業につきましては、平成23年度に発電適地の選定及び実施設計を行いまして、今年度、淡墨公園内におきまして設置工事を行っているところでございます。工事につきましては、9月13日付で契約を締結いたしまして、現在では淡墨公園整備工事の進捗に合わせて工事を進めております。来年2月28日の完成を予定しております。

この小水力発電施設の想定出力につきましては260ワットでございます。発電した電力はバッテリーで蓄電いたしまして、淡墨公園内の夜間照明二、三基の電力を供給するというようにしております。小水力発電施設の完成後につきましては、自然エネルギーの活用モデルといたしまして、また地域の子供たちの環境学習などに活用するほか、淡墨公園来園者への自然エネルギーの啓発等に活用していく予定であります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

完成が2月28日の予定ですか。それで、先ほどもお話が出ましたが、調査費が23年度に160万ほどついて、今年度650万ぐらいの予算がついておったんですが、早くもっとこれを設置していただくありがたいかと思います。なぜかと申しますと、私、山梨県の都留市というところで全国小水力発電サミットが開かれたんです。その資料をお取り寄せいただいたら、その中に、郡上郡石徹白地区でございますが、事例報告がありまして、農業食品加工工場に小水力発電を導入してやっておられるということで、他県からも視察が多く来られまして、いろいろ調査に来ておられます。その中に、石川県の方が石徹白地区へ行かれたときに、こういうコメントを出しておられます。小水力で山間地の活性化をできるというようなことで、山間地の過疎化、少子・高齢化が問題視されている中で、小水力発電が呼び水となって地域活性化が進めば、山村暮らしの本当のよさが見直されるんじゃないかというようなこともコメントされております。そんなようなことがありますから、観光にも使えるんじゃないか、もっとその辺のところを考えていただいて、発電の規模も大きくし

たりして人を寄せるということを考えていただいたらどうかと思っております。

それと、岐阜県が小水力発電の候補地を11カ所くらい選定したということもうたっておりますが、農業用水とか河川法が緩和されまして、小水力発電の導入が可ということで、あちこち入れておられる。その中で、県の農地整備課は、農業施設等にも維持管理費として売電収入を与えられることができるというようなことも書いております。それで、農業用水に小水力発電を入れられて、岐阜県内の包蔵水力、利用可能な水力エネルギーは、都道府県内では岐阜県がトップだということで、また7月から、もうちょっと市長からお話が出ましたが、再生可能エネルギーの固定価格の買い取りが決まりました。それで、今まで安かったんですが、小水力発電も市町村によっては1キロワット当たり25.2円とか、また45円とか、35.7円等の定額で中部電力に売電することができるようになったということで、今までの買い取り値段よりも3から4倍の値段で電力会社が買ってくれるということでございますから、採算性のハードルが下がってきたということで、さらに導入が進むのではないかとことを県の農地整備課がおっしゃっております。

というようなことで、今後、こういうことで小水力発電を進めていただきたいと、かように思っておりますもんですから、私はここで提案を3点ほどさせていただきますから、よく御検討を願ひまして、前向きに進めていただきたいと、かように思っております。

1点目は、本庁舎の小水力発電ということで、裏に金谷用水が通っておりますが、それを利用して発電を起こしたらどうかということをお思っております。そのお話はどこから出たかと申しますと、山梨県の都留市が最大20キロワットの市役所の自家発電用の電力として使用しておる小水力発電をやっておるわけですが、休日だとか夜間が売電をしておるというようなことでうたって、電力の有効利用をしておるというようなことが、これもたまたま私どもと同じような立地条件の市役所の立地があるということでやられるということで、そういうことで考えておられます。だから、それも各種の補助金、経済産業省だとか、農林水産省、環境省等の補助金等もいただけるというようなことがございまして、今後そういうことも考えながら、一番もとの本庁舎の発電を考えていただけないかと私は思います。

それと2点目は、これは上下水道部長にお願いしたいんですが、配水池から減圧弁をつけてみんな各戸に給水しておりますね。その減圧弁を利用して小水力発電を起こすというようなことも、あるコンサルタント会社が出ております。そんなことも一遍ちょっと御検討願ひたいと思います。

3点目は、根尾地域に砂防ダムがございます。この砂防ダムを利用していただいて小水力発電を起こせば、その集落の電力ぐらいは間に合うんじゃないかと、かように思っておりますもんですから、その辺のところをよく御検討願ひまして、前向きな回答をいただければありがたいと思っております。

以上、私からの提案等を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。いろいろ質問をしましたが、どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして、11番 村瀬明義君の発言を許します。

11番（村瀬明義君）

では、人・農地プランにつきまして御質問をしたいと思います。

農業を続けていくには、非常に厳しい問題が多くございます。例えば現状課題といたしましては、食料自給率の低下、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下というような課題がございます。農林省から、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する取り組み方針のポイントといたしまして、基本的な考え方として7つの戦略が掲げられております。その7つの戦略を考え出されたのは、基本的な考え方として農林漁業を成長産業化にする、それで人材の確保と土地利用型農業の規模拡大、政策全体を攻めの姿勢で見直すというような考えの中で7つの戦略が考えられました。

その戦略のうちに持続可能な力強い農業の実践が上げられております。その中に、人・農地プランの策定、農地の集積の推進、新規就農の増大が掲げてあります。今回、補正予算で10分の10の県補助金1,039万8,000円が組んであります。今回こうやって組んでいただいたということは、非常にありがたいかと思います。

そこで、1点目の人・農地プランの今までの施策に基づいて進められた経緯、そして今後どのように進められていくのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

人・農地プランの今までの施策に基づいて進めてきた経緯、今後の方針について御説明を申し上げます。

平成24年2月に農事組合長会を通して、全農家2,535世帯を対象とした農家意向アンケート調査を実施しました。今後5年後の農業経営における規模拡大や規模縮小などの意向を把握したものでございます。4月下旬には自治会長会及び農事改良組合長会で、人・農地プランに係る優遇措置等の周知を図りました。また、6月中旬から7月初旬にかけて地域座談会を実施し、出席者を対象に制度の説明及び意見交換を行いました。6月12日に認定農業者を中心とした営農意向調査を実施いたしました。8月9日に新規就農者を対象に営農意向調査を実施しております。

これらのことを踏まえまして、地域の中心となる経営体の確保や農地集積を促すための人・農地プランを策定するため、平成24年10月29日に本巣市人・農地プラン検討会を開催し、10月31日に5地域の人・農地プランを策定いたしました。

今後につきましては、北部地域における農地集積に向けた施策を実施するとともに、市内において持続可能な力強い農業の実現のため農地集積を推進していくとともに、特産品などに係る新規就農者の確保を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、農家意向の5年後の規模拡大、縮小についてのアンケートをとられたということですけど、大概今は農業を行っている方は、高齢化とか、後継者が見えないとか、そういうことでありますので、縮小される方が多いかと思えます。縮小されるところが多く出てくる可能性がありますので、それに対しての方向づけはどのようにされているのか。また、組合長会で人・農地プランに係る優遇措置というのも考えられたということですので、それに対してお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再質問の答弁を産業建設部長に求めます。

大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

農家意向アンケート調査の結果でございますが、5年以内に2割の農家が規模の縮小あるいは離農を考慮しておられまして、数年の間に耕作されない農地が50ヘクタールから70ヘクタール見込まれるという状況になってございます。JAぎふに農地利用集積円滑化事業の推進を今まで以上に指導していくことになるかと考えております。

次に、人・農地プランに係る優遇措置ということでございますが、1つ目は、規模縮小または離農する農家が農地の貸付面積に応じて交付される経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金、これは50アール以下を経営転換される、農地を貸されるという方につきましては30万円、50アールから2ヘクタール以下につきましては50万円、それから2ヘクタールを超える方には70万円というものでございますが、そういうものが出ます。2つ目には、新規就農者が経営開始後、最大5年間交付される青年就農給付金、これにつきましては年間150万円が給付されるということでございます。3つ目は、担い手への農業資金貸付制度で、5年間無利子で融資を受けることができるということでございます。これら優遇措置の周知は、自治会長会、それから農事改良組合長会、地域座談会などで説明をさせていただいております。

規模の縮小や離農して経営転換協力金などを希望する農家の方には、7月上旬から8月下旬までの2カ月間申請の受け付けをしております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今説明されてよくわかったんですけども、座談会とか農事改良組合長会に御説明されたということなんですけど、各農家の申請は7月から8月に受け付けられたというんですけども、これは各農家に個々に説明はどのようにされたかと思えますね。ということは、農事改良組合長会とか、そういう座談会のときには、見えた人はわかるんですね。出てこなかった人、これに対しての施しとか、そういうことについては、どのように通知というか連絡をされているのかというのをお聞き

したいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

農事改良組合長会等を通じましてチラシ等をお配りしております。地域座談会につきましても、農業者の方には通知は出しているんですが、出席しておられない方個別に御説明を申し上げているということはありません。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

個々の説明はされていないということですが、それぞれお互いにお話はあって、聞かれて、その制度があるかという我々にされることあるかと思えますけれども、そんなようなことで連絡はきちっとしていただきたいと思えます。

今回、先ほど説明されました0.5ヘクタール以下は30万ですか、そういう段階にあるんですけど、今回27名が受けられるということですが、その面積的な段階はどのような人数になっているのか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

今回補正で計上させていただきました27名につきましては、内訳につきましては、50アール以下の対象農家が14戸、それから50アールを超え2ヘクタール以下の対象戸数が13戸でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

はい、わかりました。

では続きまして、2項目めの担い手育成に移りたいと思えます。

先ほど、アンケートをとって5年後には50から70ヘクタール出てくるという予測をされたということなんですけれども、それに対してその制度を農協にお話ししていただくということなんですけれども、そうすると農協からまたある程度、今担い手とかに渡されておると思うんですけど、5年後に50、70、それぞれまたそれ以後も多く出てくると思うんです。そうすると、やっぱり担い手の

育成が必要ではないかと思ってくるんです。その育成についてと、それから今、JAがやっていますイチゴ農家の新規就農者、これは今計画をされて、年間3人か4人ずつされておりまして。それに対してのいろいろな助成、制度に乗った助成で行われておるんです。それに対しての説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

担い手の育成についてということでございますが、本巣市の基幹産業であります農業を取り巻く環境は、南部地域と北部地域での相違はあるものの、総じて高齢化が進展していることや、農産物の価格の低迷など厳しい状況でございます。持続可能な力強い農業を実現するためには、新規就農者をふやし、本巣市における人材を確保することが急務となっております。

本市におきましては、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農支援事業を積極的に活用し、先ほど申しました人・農地プランの中の年間150万円5年間というものなどを積極的に活用し、岐阜県農畜産公社などの関係機関と連携を図り、農業者の育成支援を実施してまいることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

内容的によくわかりましたが、これから担い手の育成というのは非常に大事なことだと思っております。先ほども言いましたように、JAぎふがイチゴ農家の新規就農者を募ってやってみえます。そういうことを農協ばかりに任せずに、本巣市でも協力をしてやっていけないかと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えをされているか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再質問の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

新規就農者の育成につきましては、非常に重要な施策と考えております。特にイチゴの新規就農者につきましては、JA全農の岐阜イチゴ新規就農者研修所や、JAぎふが事業主体で行っている受け入れ農家による研修などで技術の習得の支援を行っておられるところでございます。また、岐阜地域管内では9市町、岐阜農林事務所とJAぎふで構成された岐阜地域就農支援協議会を設立しておりますので、その中でも支援をしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

市長さんにお尋ねをいたします。これからの農業は非常に厳しい、担い手もない、どっちかという農業離れの方が多く出てくると思うんですね。それにはやっぱり担い手を多く育てなくてはいけないと思うんですけど、その件につきまして、市長さんはどのようにお考えをされているか、お願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

担い手を育成するというのは、先ほど産業建設部長がお答えしているとおりでございます。これからのいわば農業の発展を図っていくというのには、担い手が高齢化をしております。そういったことで、若い人にいわゆるやる気というか、魅力ある農業でなければならないと思っております。そのためには、今までの農業とはちょっと違った付加価値の高い、そういうものに取り組んでいくというのが必要であると思っております。そういう点からいけば、イチゴですとか、トマトですとか、それからまた花づくりですとか、やっぱり生産性の高い、そして若い人にも魅力ある農業をやっていかなくてはいけないなという思いをしております。

そういったことから担い手の育成も、今までのような米づくりばかりではなくて、小さい田んぼを2反、3反とか5反と、そんな農業をやっているのではなくて、やはりもっともっと生産集約をして、魅力のある、効率のいい、そしてまた付加価値の高い農業で飯が食える、やっていける、そういうものが必要だろうと思っております。

そのための施策というのを、今回、人・農地プラン等々でも今回決定をさせていただき、そしてまた新規就農に対する支援というのも考えていただいておりますけれども、これは本巢市だけの問題でなくて、これは国レベル、そして県レベル、そしてまた市町村レベルというような形で、国から市町村に至るまでが一体的に取り組んでいくべき課題であろうなというふうに思って、これからも国・県の支援もいただきながら、この本巢市の中で農業に従事する人が一人でも多くふえて、これから日本の農業をしっかりと担っていただける、そんな人材がふえていけば大変ありがたいなと思っております。

いずれにいたしましても、農業は、先ほど答弁のときにもお話ししましたTPPの問題等々も含めて、大変環境が今厳しい状況でもあろうかと思っております。我々はそのTPPの問題を含めて、この本巢市の農業をどういう形でそういう問題を、具体化されたときには対応していくのかということもあわせて農業の振興ということに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番(村瀬明義君)

ありがとうございました。

それでは、2項めの本巢市ブランドマークの認証についてお尋ねをいたします。

本巢市ブランド認証制度を創設することにより、本巢市の農産物を広く多くの方に知ってもらい、愛用していただくとともに、本巢市の物産振興及び知名度のイメージの向上を図ることと目的に掲げてあります。

そこで、ブランド認証マークの許可の経過、それぞれ審議会も開いてみえますと思いますので、それに対しての進めている経緯をまずお尋ねをいたします。

議長(後藤壽太郎君)

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長(大熊秀敏君)

ただいま御質問の本巢市ブランド認証制度につきましては、本巢市の物産振興及び知名度・イメージの向上を図ることを目的に制定し、ブランド認証マークにつきましても公募し、決定をしているところでございます。

ブランド認証につきましては、認証機関として本巢市地産地消推進委員会にお願いし、平成24年9月28日及び10月31日に委員会を実施し、検討をいただいているところでございます。現在は、そのマークを使った認証制度を含めた本巢市の農産物のアピールを行っている状況ですが、今後、各振興会に対し、認証制度の趣旨など情報を提供し、認証を進めていく予定としております。以上でございます。

[11番議員挙手]

議長(後藤壽太郎君)

村瀬君。

11番(村瀬明義君)

認証機関として本巢市地産地消委員会ですか、そこで検討をされているということですが、条例の中にもブランド認証実施要綱が書いてありますが、それに基づいて、この審議会で検討されておられると思うんですが、やっぱりそういう委員会があるならば、ある程度、本巢市にもいろいろ消費している人も含めてみえますので、本巢市としていいものが大概あると思うんですね。それぞれが思ってみえる方があると思うんです。それに対しての認証、PRとか、それぞれ振興会にお話しするとか、農協、また商工会にもやっぱり本巢市のものとしてブランド式に売れる商品もあると思うんです。そういうものもその委員会の中である程度検討して、そして、どうですか、こういうものは本巢市の認証にして、本巢市のイメージ的に売ったらどうかと、そういうようなアドバイスの委員会でも検討していただいたらどうかなと思うんですが、そういう件につきましても、それぞれ思いはあると思うんですが、私はそのようなことを思うんですが、それについて産

業建設部長さん、どうお考えでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再質問に対するの答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど答弁の中で、本巢市の農産物のアピールを今後行っていくということで、今のほり等にそのロゴマークを入れたものを、例えばこの間もありました産業祭のときに展示をさせていただきましたりというような、とりあえず今のところまだ決まって間がないものですから、そういうものでアピールをさせていただいております。

今後、地産地消推進委員会におきましても、そういうものをPRなり検討なりしていく中で、振興会と、それから申請いただいた農産物や加工品について審議をして、認証されましたものについては、御指摘のように各種イベントやブランド認証制度のマークとともにPRをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

市長さんにお尋ねをいたします。

本巢市の農産物、非常にいいものがあるんですけど、それぞれのイベントにおいて、市長さんも挨拶の中でいろいろ宣伝していただいております。これもやっぱり認証制度を利用し、多くの方に宣伝をし、本巢市のアピール、これもしていく必要があると思うんですけども、そのところ市長さんはどのようなお考えですか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

ブランド認証の御質問にお答えを申し上げたいと思いますけれども、もともとこのブランドの認証は、私がぜひそういうものを、本巢市でいっぱいいいものがあるんだけど、岐阜県でも言われていますけれども、いわゆる作り上手の売り下手というんですか、やはりいいものがあるんだけどなかなか認知されずに売れない、売られていないというものを少しでもお助けできる、そういうことができないだろうかということから始めた仕組みでございます。先ほど部長がお答え申し上げますように、数少ないんだけどいいものですよというものも含めて、どんどんとやっぱりPRしていきたい。それによって生産がふえてくるということにもつながってくると思っております。ぜひそういういいもの、そして、いわゆるPRのところにかけては、我々の力でできないといったものを、ぜひ我々市、また振興会、そしてまた委員会等々で一体となって、外に向か

ってPRをしていきたい。それが結果的に、生産の拡大につながり、また農協を含めた皆さん方の所得の向上にもつながり、そしてまた農業の振興にもつながっていけば大変いいなと、こういう思いであります。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、いろいろお聞きいたしまして、本巢市の農業を振興するためには、この人・農地プランもいい制度だと思っております。それぞれの農地、今まででもそれぞれお願いをされる方が多くございます。これからも多く出てくると思いますので、今回はこういう格好で制度が出て、それに乗られる程度程度の収益が上げられたと思うんですけど、今後、この制度が今年度で終わるかもわかりませんし、まだ続くかもわかりませんが、そういう面に力を入れて、そしてまた農業の認証マークも、早く商品の認証をしていただいて、そしてアピールをして農業の振興に尽くしていただきたいと思っております。

ありがとうございました。これをもちまして質問を終わります。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす、12月11日火曜日午前9時から本会議を開会いたします。引き続き一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

